※項目横の頁数は日弁連『民事司法改革グランドデザイン（２０２２年２月１８日改訂版）』において当該項目を扱っている箇所

「民事司法を利用しやすくする懇談会」最終報告書（2013年10月）における各種提言に係る制度等の現況について

総論

○検討組織の設置について

２０１９年４月１２日、いわゆる骨太方針を受けて内閣総理大臣補佐官を議長とする「民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、２０２０年３月１０日に取りまとめがなされた。

１　民事・家事・商事部会

○証拠収集手続の見直し　１４頁

民事訴訟法については新たな制度の導入には至っていないが、特許訴訟では第三者意見募集制度（アミカスキュリエ）が２０２２年に施行された。

○実効的な執行制度　１５頁

２０２０年に施行された改正民事執行法において、財産開示手続の拡充と、第三者情報取得手続が新設された。

○家事事件手続や家族法の見直し　２２頁

家族法については、遺産分割制度の見直しを含む相続法分野の民法改正が２０１９年に施行された。親子法関係では、特別養子関係の民法改正が２０２０年、生殖補助医療法が２０２１年にそれぞれ施行され、懲戒権の削除や嫡出推定の見直し等を含む民法改正については２０２２年臨時国会で成立した。また、親権・監護法制については、法制審議会家族法制部会で検討をしており、現在その中間試案がパブリックコメントに付されている。

○国際的な家事事件への対応　２３頁

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）について、日本では２０１４年４月１日に締約国となり、国内でも実施法を整備した。実施法については、民事執行法改正に合わせて、執行条件の緩和等の強制執行に関する改正が２０２０年から施行された。

○家裁の人的・物的な拡充　３６頁

※項目横の頁数は日弁連『民事司法改革グランドデザイン（２０２２年２月１８日改訂版）』において当該項目を扱っている箇所

新たな制度の導入には至っていない。

○商事事件国際化対応や、知的財産権及び企業秘密の適正な保護　５１頁

商事事件の国際化について、法制度面では、２０２２年施行の改正外弁法において、外国法事務弁護士等が手続を代理出来る「国際仲裁事件」の範囲が拡大された。基盤面としては、①２０１８年に大阪、２０２０年に東京にそれぞれ日本国際紛争解決センター（ＪＩＤＲＣ）が、②２０１８年に日本仲裁人協会（ＪＡＡ）内の委員会が運営する京都国際調停センター（ＪＩＭＣ－Ｋｙｏｔｏ）がそれぞれ開設された。

知的財産権の保護については、条約面では、ＴＰＰ（２０１８年１２月発効）、日ＥＵ・ＥＰＡ（２０１９年２月発効）、日英ＥＰＡ（２０２１年１月発効）などでいずれも知的財産章が定められている。法制度面では、２０２０年特許法改正で、侵害訴訟における証拠収集手続として「査証制度」が導入された。２０１９年６月の改正独占禁止法の施行に併せて事業者の調査協力に際する外部弁護士への相談についての秘密を実質的に保護することを企図した「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」が定められた。

○ＡＤＲの充実・活性化　１８頁

２０２１年から２０２２年にかけて、法制審において仲裁法改正の要綱が取りまとめられ、認証ＡＤＲでの調停による和解合意に執行力を付与できる制度が提言された。ＯＤＲについても「ＯＤＲの推進に関する基本方針」が２０２２年３月に取りまとめられた。

２　行政部会

○行政訴訟の提訴要件の緩和及び訴訟費用低減　２５頁

新たな制度の導入には至っていない。

○団体訴訟制度の導入　２９頁

新たな制度の導入には至っていない。

○行政訴訟の審理迅速化と仮の救済制度の見直し　２７頁

新たな制度の導入には至っていない。

※項目横の頁数は日弁連『民事司法改革グランドデザイン（２０２２年２月１８日改訂版）』において当該項目を扱っている箇所

○その他の諸課題　３０頁

行政不服審査制度については、２０１６年に施行された改正行政不服審査法において公正性や実効性等の向上を図る改正がなされた。

３　労働部会

○労働審判の裁判所支部への拡大及び手続改善　４１頁

報告書当時の労働審判の受付可能支部は東京・立川と福岡・小倉の２箇所だったが、現在は静岡・浜松、長野・松本、広島・福山と合わせて計５箇所となっている。

４　消費者部会

○消費者による集合訴訟制度　１２頁

適格消費者団体による団体訴訟制度を含む消費者裁判手続特例法が２０１６年に施行され、その制度を利用しやすくするための法改正が２０２２年に施行された。

○違法収益剥奪制度

新たな制度の導入には至っていない。

５　基盤整備・アクセス費用部会

○裁判所手数料の引き下げ、民事法律扶助の拡充、弁護士費用保険の普及　８頁

弁護士費用保険については、２０１４年以降に保険の適用対象範囲を被害事故のみならず一般民事事件等にも拡大している。

裁判所手数料、民事法律扶助については大きな変化はないままである。

○裁判官、書記官、家裁調査官といった職員の増員と支部機能強化　３９頁

特段の進展は見られなかった。

○司法アクセスを拡大するための情報提供の強化　１７頁

２０２２年より、法務省において「民事判決情報データベース化検討会」が設

置され、法制化の検討が開始された。

〇法意識を育てる教育の拡充　１２頁

２０２２年４月から始まった高等学校における新科目「公共」の学習指導要領（２０１８年告示）には、「私法に関する基本的な考え方についても扱うこと」との記載がなされた。また、同指導要領では「家庭」科目について、消費者教育の観点から契約の重要性や消費者保護について扱うことに関する記載がなされた。こうした趣旨を踏まえ、法曹三者では学校等への各種出前授業等の取組を行っている。

■民事司法改革をめぐる日弁連の近年の取組状況

★２０１１年５月２７日　：定期総会

「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」の採択

★２０１１年６月１６日　：理事会

民事司法改革推進本部 の設置

２０１２年２月（※２０１８年１月に改訂）

「民事司法改革グランドデザイン」の策定

◆２０１３年１月２４日　～

民事司法を利用しやすくする懇談会

○ 民事司法を利用しやすくする懇談会中間報告書（２０１３年６月２９日）
○ 民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（２０１３年１０月３０日）

★２０１４年３月１９日　：理事会

「民事司法改革課題に取り組む基本方針」の承認

○ 日弁連の意見として確定している民事司法改革の課題を下記のとおり分類
①司法アクセスの拡充　②審理の充実　③判決・執行制度の実効性の確保
④行政訴訟制度の拡充　⑤基盤整備の拡充
○ 各課題は，以下のとおり整理した上で，適切な方法により実現を目指す。
(1) 運用改善で対応できるもの → 最高裁・法務省等と協議
(2) 従来の法改正プロセスで実現できるもの → 関係機関と検討しつつ法制審など
(3) 政府に新検討組織を設置して実現を目指すもの → 新検討組織

★２０１４年９月３日 ～ ２０１６年１月１５日

民事司法に関する最高裁協議（第一次） の実施

○「基盤整備」部会（全９回）【最高裁：総務局・経理局・行政局】
○「証拠収集手段の拡充」部会（全７回）【最高裁：民事局・総務局】
○「判決・執行制度の拡充」部会（全８回）【最高裁：民事局・総務局】
○「子どもの手続代理人制度の充実」部会（全８回）【最高裁：家庭局・総務局】
○ 親 会（全１０回）　【最高裁：総務局・経理局・民事局・行政局・家庭局】

★２０１７～２０１８年度

２０１７年
６月　民事司法改革総合推進本部への改組
１０月～３月　内閣官房・裁判手続等のＩＴ化検討会への対応
１１月～　民事司法に関する最高裁協議（第二次） の実施
→主な協議テーマ「ＩＴ技術の活用による裁判の利便性の促進」
２０１８年
１月　民事司法改革グランドデザインの改訂
３月～　自民党「民司改革議連」・公明党「民事司法改革ＰＴ」への対応

★２０１８年～２０２２年度

２０１８年６月１５日
　閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太方針）に以下の記載が盛り込まれる
　「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」

２０１９年４月１２日
　骨太方針を受けて、内閣総理大臣補佐官を議長とする「民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議」（参加省庁：内閣官房・内閣府・法務省・外務省・文化庁・経済産業省・特許庁・消費者庁）が開催され、オブザーバーとして日弁連と最高裁も参加。
　→連絡会議３回、幹事会１２回の会合を開催。

２０２０年３月１０日
　連絡会議において、ＩＴ化を含む民事司法制度の重要課題について今後の方向性や政策を示した「民事司法制度改革の推進について」が取りまとめられる。同日、日弁連も会長談話を発表。
　※なお、２０１８年７月から、骨太方針を受けて日弁連・最高裁・法務省との間に「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会」が設置され、現在①情報・証拠収集ＷＧ、②家事ＷＧ、③障害者司法アクセスＷＧが設置され、各種課題について協議を行っている。

２０２１年２月１９日
　法制審議会民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会において中間試案の取りまとめ
　→日弁連も同年３月１８日に意見書を公表。
　※２０２２年２月に法制審から要綱が答申され、同年５月の通常国会で改正民事訴訟法が可決・成立。

２０２２年２月１８日
　デジタル化社会の進展に対応した「民事司法改革グランドデザイン」の改訂

２０２２年７月１５日
　「早期開示命令制度新設の立法提案」を取りまとめる。

２０２２年８月５日
　法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会において中間試案の取りまとめ
　→日弁連も同年１０月１８日に意見書を公表

２０２２年９月１６日
　「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」及び「違法収益移転制度の創設を求める立法提言」を取りまとめる。

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について

（平成 31 年４月 12 日
関係府省庁申合せ）

１．平成 30 年６月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」、ことが盛り込まれているところである。

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続ＩＴ化、知財紛争における既存のＡＤＲ機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

２．連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議　　長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
副　議　長	内閣官房副長官補（内政担当）
構　成　員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付 内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省大臣官房司法法制部長 法務省民事局長 外務省経済局長 文化庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 特許庁長官
オブザーバー	最高裁判所事務総局総務局長 日本弁護士連合会副会長

３．連絡会議は、必要に応じ幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

４．連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

５．前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の構成員の追加について

（令和元年６月14日
民事司法制度改革推進に関する
関係府省庁連絡会議議長決定）

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成 31 年４月 12 日関係府省庁申合せ）第２項の規定に基づき、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の構成員に消費者庁次長を加え、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の構成を以下のとおりとする。

議　　長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
副　議　長	内閣官房副長官補（内政担当）
構　成　員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付 内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 消費者庁次長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省大臣官房司法法制部長 法務省民事局長 外務省経済局長 文化庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 特許庁長官
オブザーバー	最高裁判所事務総局総務局長 日本弁護士連合会副会長

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

（平成 31 年 4 月 12 日
民事司法制度改革推進に関する
関係府省庁連絡会議議長決定
令和元年 6 月 14 日
一部改正）

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成 31 年４月 12 日関係府省庁申合せ）第３項の規定に基づき、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。

議　長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	内閣官房日本経済再生総合事務局参事官
	内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
	消費者庁消費者制度課長
	法務省大臣官房国際課長
	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	法務省民事局民事法制管理官
	外務省経済局政策課長
	文化庁著作権課長
	経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長
	特許庁総務部総務課法務調整官
オブザーバー	最高裁判所事務総局総務局第一課長
	日本弁護士連合会事務次長

民事司法制度改革の推進について

（令和２年３月１０日
民事司法制度改革推進に関する
関係府省庁連絡会議）

第１　国際化社会の一層の進展を見据えた民事司法制度の在り方

１　進展する国際化社会の中で民事司法制度に求められるもの

近年、社会の国際化はますます進展し、物のみならず、情報・サービスの国境を越えた流通がこれまで以上に増加するとともに、日本国内への外国人の流入が増加している。このように国際化社会が一段と進む状況下にあっては、国境を越える取引――越境取引――から生ずる紛争――越境紛争――が一層増加し、国内の民事紛争についても外国人を当事者とするものが増加することが見込まれる。

我が国としては、こうした越境紛争において他国ではなく我が国の民事司法制度が利用されるよう、我が国の民事司法制度全般の国際競争力の強化を図るとともに、国際化社会の進展を踏まえ、国民や国内企業のみならず外国人からも利用しやすい民事司法制度を構築する必要がある。

２　国際競争力強化という観点から必要な改革

国際競争力の高い民事司法制度を実現するという観点からは、計画的かつ適正迅速な裁判の実現のために、まずは、民事裁判手続等のＩＴ化を着実に進めるとともに、これを契機に、民事裁判手続等の法制面や運用面における見直しを図る必要がある。

また、特に国際的な紛争になりやすく、紛争解決地の選択という点で民事司法制度自体が国際競争に強くさらされる知的財産分野においては、国際的な紛争を我が国で解決して知的財産の適切な保護につなげ、知的財産立国を更に進めるべく、紛

争解決手段の更なる充実化を図り、紛争解決機能の強化を図る必要がある。

さらに、国際商事紛争についていえば、その解決手段としてグローバル・スタンダードとなっている国際仲裁を我が国において活性化する必要があることは度々指摘されてきたところであり、こうした諸点についての改革を検討する必要がある。

３　国際化社会において必要なその他の改革

我が国の民事司法制度の改革を考えるに当たっては、制度の国際競争力強化という点のみならず、利用者目線に立った検討を行うことが不可欠である。

近年、電子商取引の急速な拡大に伴って、海外事業者と国内消費者との間で生じる越境紛争――越境消費者紛争――が急増しているが、現状においては、必ずしも十分な紛争解決の態勢が整っているとはいえない。今後、越境消費者紛争の更なる増加が見込まれることからすると、こうした越境消費者紛争への対応力を強化することが必要である。

また、我が国において新たな外国人材受入れ制度が始まったことも踏まえると、在留外国人は今後更に増加し、在留外国人を当事者とする国内の取引が増加することが見込まれる。それに伴って、在留外国人を当事者とする国内の民事紛争の増加が想定されることから、その対応を検討することも喫緊の課題である。

第２　民事裁判手続等のＩＴ化

近年における情報通信技術の急速な進展や我が国における情報通信技術の浸透状況、オンラインでの経済活動の増加、諸外国における裁判ＩＴ化の進展状況等に照らすと、我が国の民事司法制度の国際競争力の強化のため、民事裁判手続等のＩＴ化を進めることは喫緊の課題である。そして、民事裁判手続等のＩＴ化を進めるに当たっては、以下の点を検討する必要がある。

１　民事裁判手続等のＩＴ化の在り方

⑴　民事裁判手続等のＩＴ化の課題及びこれに向けた方策

ア　全面オンライン化について

民事裁判手続等のＩＴ化に関しては、内閣官房が開催した裁判手続等のＩＴ化検討会の取りまとめ（平成３０年３月３０日）の中で、「裁判手続等のＩＴ化の基本的方向性として、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする『裁判手続等の全面ＩＴ化』を目指すべき」とされ、訴状等の書面の提出についても、紙媒体で裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、「電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していくこと」が望ましいと指摘されている。これを踏まえて、「未来投資戦略２０１８」（平成３０年６月１５日、閣議決定）において、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面ＩＴ化を目指す」とされた。

そして、情報通信技術の急速に進展した社会においては、広く国民が裁判ＩＴ化による利便性を享受できるようにするという観点は極めて重要であるが、これにより国民の司法アクセスが後退しないようにすることも、必要不可欠である。そこで、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟について、ＩＴ機器を有していない本人やその利用に習熟していない本人に配慮した十分なサポート態勢を構築した上で、訴状等の書面をオンラインでの提出に一本化する全面オンライン化を実現することとし、もって、裁判ＩＴ化による利便性が広く共有され、多くの国民に行きわたるよう目指すべきである。

全面オンライン化を実現する手法としては、民事裁判手続の利用者がオンラインでの手続に習熟しながら円滑に全面オンライン化が実現できるよう、段階的なオンライン化を図ることが相当である。この観点から、まずは、最高裁判所

において、新たな法改正を待たず、民事訴訟法第１３２条の１０に基づき、準備書面等の一定の書面についてのオンライン提出の運用を先行実施することが期待される。また、法務省は、このような最高裁判所による取組のほか、国民への情報通信技術の浸透度や技術革新による利便性の向上、更には上記のサポート態勢の充実度等の諸事情を踏まえ、国民の司法アクセスを確保することに配慮しつつ、全面オンライン化の実現を目指すこととし、その過程において、弁護士等の士業者に限りオンライン提出を義務化することを実現することとして、民事訴訟法等の必要な法改正に向けた検討を進める。

イ　民事裁判手続等のＩＴ化の迅速な検討について

先に指摘したとおり、民事裁判手続等のＩＴ化は、可能な限り早期に実現されるべき課題である。

そこで、法務省は、令和４年中の民事訴訟法等の必要な法改正のため、法制審議会での調査審議を含め、速やかな検討・準備を実施する。

また、令和２年２月３日より、知的財産高等裁判所や東京地方裁判所等の全国９か所の裁判所において、現行法の下で、ウェブ会議等のＩＴツールを活用した争点整理の運用が開始されたことを歓迎する。最高裁判所においては、令和２年度中にこの現行法下の運用を全国の地方裁判所本庁に展開するなど順次運用を拡大することが期待されるほか、令和５年頃から順次行われる改正法に基づく新たな運用開始のため、システム開発等を含めた迅速な取組が期待される。

ウ　オンライン手続の利用促進策について

全面オンライン化を実現する過程においては、オンラインによる訴え提起と書面による訴え提起が併存することになるところ、全面オンライン化の円滑な実現という観点からは、民事裁判手続の利用者に向けて、オンライン手続の利用

を促進する必要がある。

そこで、法務省は、オンラインによる訴え提起の場合に、書面による訴え提起の場合と比較した手続上のインセンティブを設けることを検討するほか、民事裁判手続等のＩＴ化に伴う訴訟費用制度全般の利便性向上のための検討を行うなど、オンライン手続の利用促進策を検討する。

エ　民事裁判手続等のＩＴ化に伴う人的態勢整備について

民事裁判手続等のＩＴ化に際しては、改正後の新しい制度に対応した新システムが導入されるとともに、このシステムが適切に管理・運用されることが求められる。

そこで、最高裁判所においては、改正後の新しい制度に応じた新システムを適切に導入、管理及び運用するために必要な人的態勢を整備することが期待される。

⑵　民事裁判手続等のＩＴ化に当たって必要な社会的基盤の整備

上記⑴のとおり、民事裁判手続等のＩＴ化を進めるに当たっては、全面オンライン化を実現すべきであり、そのためには、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟について、ＩＴ機器を有していない本人やその利用に習熟していない本人に配慮した十分なサポート態勢を構築することが必要不可欠である。十分なサポート態勢を構築するという観点からは、最高裁判所において、民事裁判手続の利用者にとって使いやすいシステムを構築し、利用者の声を踏まえた不断の改善をすることが期待されることはもとより、以下のとおり、適切な担い手による充実したサポート態勢を構築することが重要である。

ア　民事裁判手続の利用者の望むサポートは、単なる書面の電子化等のＩＴリテラシー支援（形式的サポート）にとどまらず、個別具体的な事案についてどのよ

うに民事訴訟を追行すべきか、という点に関する法的助言を含めたサポート（実質的サポート）である場合が多く、実際のサポートの場面においては、これらの両方を担える個々の弁護士のほか、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会（簡易裁判所におけるサポートについては、個々の司法書士のほか、日本司法書士会連合会及び各地の司法書士会）の果たす役割は極めて大きい。

また、形式的サポートについては、各地の裁判所や日本司法支援センター（法テラス）等の公的機関はもとより、個々の弁護士や司法書士、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会をはじめとする士業者団体等、受け皿となり得る者において幅広くサポートを担当すべきである。

イ　この点に関し、個々の弁護士や司法書士によるサポートとしては、書面の電子化等のＩＴリテラシー支援サービスを提供するとともに、本人の依頼に応じて、民事訴訟の追行に必要な法的助言の提供を行う（司法書士の場合には、代理業務が可能な範囲で法的助言の提供を行う）こと等が考えられる。また、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会におけるサポートとしては、窓口に書面の電子化のための機器を設置すること等が考えられる。こうした方策を前提に、さらに具体的なサポートの内容については、個々の弁護士や司法書士、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会において検討することが期待される。

また、法務省は、法テラスが、現行法上の情報提供業務や民事法律扶助業務の枠組の中で行い得るサポートに加え、特定の拠点に裁判所のシステムにアクセス可能な機器を設置すること等をはじめ、法テラスにおけるサポートの内容について、ＩＴ化の範囲や導入されるシステム等の具体的内容等を踏まえ検討する。

さらに、最高裁判所においては、書面の電子化のための機器を窓口に設置すること等をはじめ、裁判所におけるサポートの内容について検討することが期待される。

⑶　ＩＴ化の将来的な方向性とＡＩによる紛争解決手続へのサポートの可能性

ア　ＩＴ化の将来的な方向性について

民事裁判手続がＩＴ化されても、訴訟の提起に先立つ民事保全手続や、判決を実現するための民事執行手続がＩＴ化されなければ、ＩＴ化による利便性は貫徹されない。また、倒産手続については、債権者が多く、債権調査や債権者に対する通知の事務量やコストが膨大となる場合があり、ＩＴ化が債権者や破産管財人等の負担軽減や弁済原資の確保に資することが期待される。

そこで、法務省は、民事裁判手続等のＩＴ化に引き続き、民事保全手続・民事執行手続、倒産手続といった非訟手続についてもＩＴ化を実現すべく、必要な法改正等の検討を進める。

イ　民事判決情報の提供について

民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、ＡＩによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。

そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。

また、最高裁判所においては、民事判決情報の提供も含め、法務省における上記検討に協力することが期待される。

２　民事裁判手続等のＩＴ化と同時に必要な改革

国際競争力の高い民事司法制度を実現するという観点からは、現行の手続の一部を単にＩＴに置き換えるにとどまらず、計画的かつ適正迅速な裁判の実現に向けて、現行の手続につき、法制面からの見直しを図るほか、運用面の抜本的改善に向けた取組がなされる必要がある。

そこで、民事裁判手続等のＩＴ化の機会に、システムのＩＴ化に留まらない計画的かつ適正迅速な裁判の実現に向け、法務省は、特別な訴訟手続の創設も含めて検討する。

また、最高裁判所及び日本弁護士連合会においては、運用改善に向けた主体的かつ積極的な取組を進めることが期待される。

第３　知財司法分野における紛争解決機能の強化

我が国の知的財産に関する紛争は、現在でも、裁判所において概ね適切に処理されている。もっとも、経済・産業のグローバル化に伴い、同一の知的財産に関する紛争が複数の国において生じ得るため、紛争解決地の選択という点で、知的財産に関する紛争解決制度は、民事司法制度の中でも特に国際競争にさらされている分野である。そこで、知的財産に関する紛争については、裁判所等における紛争解決機能をなお一層強化するため、以下のような方策を検討する必要がある。

１　二段階訴訟制度の導入について

⑴　知的財産に関する紛争の解決機能強化の方策として、まず、特許権侵害訴訟において、裁判所が、特許権侵害の有無について審理判断をし（侵害論）、損害額の

審理（損害論）については別の手続において行うといういわゆる二段階訴訟制度の導入の要否が挙げられる。

⑵　特許庁は、この二段階訴訟制度について、現在、裁判所が特許権侵害訴訟について二段階審理方式（第一段階において侵害論の審理を行い、侵害の心証を得た後に、第二段階として損害論に入る（非侵害の心証を得た場合には損害論に入らない。）という運用）を原則として採用していることを前提に、現在よりも早期に侵害の有無を確定することができるというメリット、侵害論と損害論を別々の手続で審理することにより裁判所の上記運用と比べて紛争全体の解決に要する期間がかえって長期化するケースもあるのではないかという懸念、侵害論と損害論を別々の手続で審理することによる判断の矛盾抵触や審理の重複をどのように生じないようにするかといった制度設計上のあい路、裁判所の上記運用を前提になお特許権侵害の事実に関してのみ判決をすることについての利用者のニーズ等を踏まえ、内閣府（知的財産戦略推進事務局）及び法務省の協力を得て、引き続き検討を進める。

２　損害賠償の見直しについて（懲罰的損害賠償、利益吐き出し請求権）

⑴　知的財産に関する紛争については、損害賠償の見直しに関し、侵害行為の抑止の観点から損害賠償制度の見直しを図るべきではないかという指摘がある。この指摘に対しては、懲罰的損害賠償（悪性の強い行為をした加害者に対し、実際に生じた損害の賠償に加えて、さらに賠償金の支払を命ずることにより、加害者に制裁を加え、かつ、将来における同様の行為を抑止しようとする制度）又は利益吐き出し請求権（他人の権利を無断で利用した者がそれによって利益を取得した場合に、権利者がその利益の償還（利益の剥奪）を求める権利）の導入の要否を検討することが考えられる。

⑵　特許庁は、特許権侵害訴訟における損害賠償の見直しについて、特許権者の保護や侵害の抑止に資するための損害賠償制度のニーズ、懲罰的損害賠償として支払を命ずる賠償金の額の在り方など制度設計上のあい路、懲罰的損害賠償を命じた外国裁判所の判決を我が国で執行しなければならなくなる可能性、現状の不法行為に基づく損害賠償制度との理論的整合性、特許権についてのみ利益吐き出し請求権を認めることの理論的妥当性、特許法上の損害の額の推定規定に関する解釈等を示した知的財産高等裁判所大合議判決による実務への影響等を踏まえ、内閣府（知的財産戦略推進事務局）及び法務省の協力を得て、引き続き検討を進める。

３　アミカスブリーフの導入について

⑴　知的財産に関する訴訟における裁判所の判断は、その帰趨が企業活動に大きな影響を与え、ひいては我が国の社会・経済に影響を与えることも少なくない。そのような波及効の大きい訴訟について、裁判所がより質の高い判断をするための方策としては、裁判所が判断に当たって多数の質の高い意見に触れることが有用であり、アミカスブリーフ（訴訟当事者以外の第三者が裁判所に対して意見を提出し、裁判所の判断に資する助言を行う制度）を導入することが挙げられる。

⑵　特許庁は、波及効の大きい知的財産に関する訴訟におけるアミカスブリーフの導入について、裁判所が審理中に当事者以外の者に意見の提出を求めることにより多角的な観点から判断することができ、判断の通用力・納得感が高まるというメリット、現行法の範囲内で知的財産高等裁判所において実施された運用上の工夫例、裁判所が意見の提出を求めることができる事件や事項、意見を提出することができる者の範囲など制度設計上のあい路等を踏まえ、内閣府（知的財産戦略推進事務局）及び法務省の協力を得て、引き続き検討を進める。

４　アトーニーズ・アイズ・オンリーの導入について

⑴　知的財産に関する訴訟については、競合企業である相手方当事者に営業秘密が開示されることへの心理的抵抗から、十分な訴訟資料を提出しにくいという指摘がある。この指摘に対しては、アトーニーズ・アイズ・オンリー（一方当事者の提出する訴訟資料に当該当事者の営業秘密が含まれる場合に、その開示先を相手方訴訟代理人に限り、相手方当事者本人には開示しない制度）を導入することが解決策の一つとして挙げられる。

⑵　特許庁は、知的財産に関する訴訟におけるアトーニーズ・アイズ・オンリーの導入について、営業秘密の含まれる訴訟資料の提出が促進され、裁判所における審理が充実するというメリット、営業秘密の含まれる訴訟資料に関して相手方当事者本人に開示されないことが制度として担保されることについてのニーズ、本人訴訟の場合の取扱いなど制度設計上のあい路等を踏まえ、内閣府（知的財産戦略推進事務局）及び法務省の協力を得て、引き続き検討を進める。

５　弁護士費用に関する敗訴者負担の導入について

⑴　知的財産に関する訴訟は、弁護士の選任率が高く、弁護士費用が高額に上ることも多いとされるところ、勝訴しても弁護士費用を相手方当事者から十分に回収できないために、当事者は訴訟を回避せざるを得ない場合があるとの指摘がある。この指摘に対しては、勝訴当事者の弁護士費用を敗訴当事者に負担させるという、弁護士費用に関する敗訴者負担の導入の要否を検討することが考えられる。

⑵　特許庁は、知的財産に関する訴訟における弁護士費用に関する敗訴者負担の導入について、弁護士費用が損害額として認められたものを除き敗訴当事者の負担となる訴訟費用に含まれず、当事者の各自負担とされていることを前提に、弁護士費用の負担の大きさから訴訟提起や応訴を躊躇していた当事者も訴訟手続を利

用しやすくなるというメリット、敗訴となるリスクを考慮してかえって訴訟提起を躊躇させることになるのではないかという懸念、原告が勝訴した場合だけでなく被告が勝訴した場合にも相手方当事者から弁護士費用を回収できることについてのニーズ、当事者双方の申立てを要件とすることや敗訴当事者に負担させる額の上限を設定することの要否、本人訴訟の場合の取扱いといった制度設計上のあい路等を踏まえ、内閣府（知的財産戦略推進事務局）及び法務省の協力を得て、引き続き検討を進める。

６　知財調停の活用・充実について

⑴　知的財産に関する紛争については、民事調停法に基づく調停として、令和元年１０月１日より、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知財専門部において、当事者間の管轄合意を前提とした同部裁判官及び専門家調停委員による知財調停の運用が開始された。これにより、知的財産に関する紛争の解決手段の更なる充実が図られるものであり、司法府による知財調停の運用開始を歓迎する。

⑵　知財調停に対する利用者のニーズには、簡易迅速な手続で解決を図りたいというもの、レピュテーションリスクを踏まえて非公開の手続で解決を図りたいというもの、合意による友好的な手続で解決を図りたいというものなどが想定されるところ、最高裁判所においては、知財調停に対する利用者のニーズを踏まえつつ、合意による解決が図れない場合に調停に代わる決定（民事調停法第１７条）を活用することなども含め、知財調停の手続モデルの拡充を図ることが期待される。

⑶　法務省は、知財調停のより一層の活用を図るため、当事者間の管轄合意なく東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に知財調停の申立てを可能とするための規律の見直しについて、実務の運用状況等を注視しつつ、内閣府（知的財産戦略推進事務局）の協力を得て、引き続き前向きに検討する。

７　知的財産高等裁判所の大合議制度の拡大について

⑴　知的財産高等裁判所では、判断内容が社会・経済に与える影響の重大性等を踏まえ、一定の信頼性あるルール形成及び高裁レベルでの事実上の判断の統一が要請されるような場合に、５名の裁判官による審理・裁判（大合議）が行われる。現状では、知的財産高等裁判所の大合議の対象は、特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラムの著作物についての著作者の権利を対象とする控訴事件、特許権及び実用新案権に関する審決等取消訴訟に限られる（民事訴訟法第３１０条の２、特許法第１８２条の２、実用新案法第４７条２項）。もっとも、近時、大合議の対象とされていない著作権、意匠権、商標権に関する事件等についても、裁判所の判断の帰趨が社会・経済に影響を与えることも少なくないとの指摘がある。この指摘に対しては、知的財産高等裁判所の大合議の対象を拡大することが解決策の一つとして挙げられる。

⑵　法務省は、この知的財産高等裁判所の大合議制度の拡大に関し、当事者の予見可能性を高めることに資するというメリットを踏まえ、現状より対象範囲を拡大するための規律の見直しについて、実務の動向等を注視しつつ、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、文化庁及び特許庁の協力を得て、引き続き前向きに検討する。

第４　国際仲裁の活性化

１　基盤整備の取組継続の必要性

⑴　我が国の民事司法制度の国際競争力を高めるためには、単に民事訴訟制度にとどまらず、民事紛争に関する裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）についても、改革に向けて必要な検討を加えることが求められる。

⑵　国際仲裁は、国際商事取引等から生じる紛争を解決する手法としてグローバル・

スタンダードとなっており、その活性化は、我が国の仲裁制度の国際競争力を高め、民事司法制度を強化することにつながるものである。加えて、我が国において国際仲裁を活性化することは、国際取引から生じる紛争を我が国で解決できるという点で、我が国の企業の海外展開を後押しすることにもなり、また、海外からの投資の呼び込みにも資する取組ともいえる。そこで、国際仲裁の活性化に向けて、法務省、経済産業省及び外務省といった関係省庁のみならず、関係機関及び関係団体が連携して、施設整備・人材育成・国内外への周知啓発をはじめとする基盤整備の取組を継続すべきである。この点、国際仲裁活性化に向けた法務省による調査委託事業の中で、一般社団法人日本国際紛争解決センターが、本年３月、東京都港区虎ノ門に仲裁審問施設を開業することを歓迎する。国際仲裁・国際調停の効果的な連携の在り方も検討しながら、引き続き、同施設を活用しつつ、官民が連携して人材育成・国内外への周知啓発といった取組を進める必要がある。

⑶　とりわけ、人材育成に当たっては、学生や若手法律実務家が国際仲裁の実務を体感することが肝要であり、その点で、模擬仲裁等の取組も効果的である。法務省は、こうした模擬仲裁等の取組に対し、引き続き、講師派遣等の必要な支援を行う。

２　仲裁関連法整備の必要性

⑴　国際仲裁活性化に向けた基盤整備の取組の一環として、仲裁関連法制度の見直しを検討することも必要不可欠である。

⑵　法務省は、外国法事務弁護士等が仲裁に関与できる範囲を拡大すること等を内容とする「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案」（第２００回国会提出）の早期成立に向け、適切に対応する。また、法務省は、現在、民事法の研究者や裁判実務家等を構成員とする研究会に積極的

に参加して、仲裁法制の見直しを中心とした検討をしており、国際連合国際商取引法委員会（ＵＮＣＩＴＲＡＬ）の国際商事仲裁に関する最新モデル法に準拠する方向で、引き続き前向きに検討する。併せて、法務省は、仲裁判断の取消しや仲裁判断の承認・執行等の仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、事件の管轄集中を前提に当事者が書証の訳文提出を行わず迅速かつ負担なく裁判に臨むことができるようにするなど、国際仲裁の活性化に資する関連法制度の見直しについて、引き続き前向きに検討する。

第５　国際化社会の進展に伴って必要とされるその他の方策

１　越境消費者紛争への対応力を強化するための方策

⑴　越境消費者紛争の現状と特徴及びその課題

近年、電子商取引の拡大に伴い、海外事業者と国内消費者との間で生じる越境消費者紛争が急増している。消費者紛争は一般に係争額が少額であることが多く、紛争解決に要する時間やコストといった観点から、訴訟による解決が期待し難いという傾向があるが、越境消費者紛争は、一方当事者が国外に所在すること等から、とりわけそうした傾向が強い。

越境消費者紛争に関しては、現在、国民生活センター越境消費者センター（ＣＣＪ）が、オンライン相談窓口を設けて消費者への助言や翻訳支援（現在の対応言語は英語のみ。）等を行っているほか、海外の消費者相談機関（現在の連携先は、１５機関。対象は、２６か国・地域。）と連携し、こうした海外連携機関を通じて海外事業者に消費者からの相談内容を伝達して対応を促すなど、紛争解決に向けたあっせん等を行っている。もっとも、ＣＣＪに対する認知度はそれほど高いとはいえない上、越境消費者紛争の急増に伴い、ＣＣＪへの相談件数も急増する中で、

ＣＣＪには必ずしも十分な態勢が整っているとはいい難い。

今後、更なる越境消費者紛争の増加が見込まれることからすると、ＣＣＪの存在を国民に周知するなどして、現在相談先が分からず顕在化していない事案を丁寧にすくい上げるとともに、既存の紛争解決機関であるＣＣＪ等の態勢を強化し、併せて、新たな紛争解決のための態勢構築に向けた検討を進めるなどして、事案の性質や内容に応じた適正かつ迅速な紛争解決のための態勢を整備することが必要である。

⑵　越境消費者紛争を効果的に解決するための対応策

ア　ＣＣＪを含む国民生活センターの態勢強化等について

上記の越境消費者紛争の増加に対応するため、消費者庁は、以下のとおりＣＣＪの態勢を強化するとともに、地方公共団体との情報共有等を強化し、全国の消費生活センターの中核機関である国民生活センターの機能強化という観点からＣＣＪの機能を強化する。

・　ＣＣＪへの相談件数の急増や相談内容の複雑化、海外事業者の多様化に対応するため、語学力のある相談員や職員の増員等を行うなど、人的態勢の質的・量的な強化や対応言語の強化を図るとともに、効率的な人的資源の配分のために、ＩＴ技術等の活用に向けた検討を進める。

・　現状、ＣＣＪの海外連携機関が数的に十分とはいい難く、また地域的にも限定されているため、引き続き在外公館等の協力を得ながら、海外連携機関の数的・地域的な拡大を図る。

・　事業者所在国にＣＣＪの海外連携機関がない場合等に対応するため、ＣＣＪが自ら海外事業者と国内消費者の間の紛争解決をあっせんするための態勢の構築を図る。

・　比較的定型的な紛争については、消費者の利便性の確保や効率的な相談処理のために、ＣＣＪだけでなく、各地の消費生活センターにおいて越境消費者紛争の解決を図れるよう、ＣＣＪと各地の消費生活センターの間で十分な情報共有等を図るための新たな方法を検討し、その実現のための態勢を整備する。

・　ＣＣＪによる助言・あっせんといった相談支援だけでは解決できない事案に対応するために、国民生活センター紛争解決委員会においても越境消費者紛争に対応できるような態勢構築に向けて検討する。

併せて、消費者庁は、ＣＣＪに対する相談内容の複雑化等に対応し適切にＣＣＪの態勢強化等を実施するため、海外における消費者紛争の実情や法制度等に関する調査・研究をさらに充実させる。

イ　ＯＤＲの導入に向けた検討について

今後、更に越境消費者紛争が増加することが見込まれるが、既存の紛争解決機関だけで十分にこれに対応することはより難しくなるといわざるを得ない。欧米では、越境消費者紛争を含め、電子商取引をめぐる事業者と消費者間の紛争解決のために、オンラインでの裁判外紛争解決手続（ＯＤＲ―Online Dispute Resolution―）を活用する例が見られるほか、近年、ＯＤＲに関する国際的なルール策定に向けた積極的な動きが見られる。我が国においても、越境消費者紛争の解決手段の一つとして、ＯＤＲを含めた新たな紛争解決のための態勢構築等へ向けた検討を進めることが急務といえる。

そこで、内閣官房が開催しているＯＤＲ活性化検討会における議論も踏まえ、内閣官房、消費者庁等の関係府省庁は、新たな紛争解決のための態勢構築等に向けた検討を進める。

また、現在、消費者庁において一部地域に限定して実証実験が進められている

ＳＮＳを活用した消費生活相談については、オンラインで相談を受け付けることで国民の消費生活相談へのアクセスを容易にし、ひいては、ＣＣＪへのアクセスも容易にする取組といえる。そこで、消費者庁は、引き続きＳＮＳを活用した消費生活相談の導入に向けた検討を進める。

ウ　その他

ＣＣＪでは、消費者からの相談は、ＣＣＪのホームページ上の相談フォームから受け付けているところ、消費者庁は、同ホームページの内容の改善等を行い、ＣＣＪへのアクセス向上を図るほか、同ホームページ上に付帯されているチャットボット（テキストを通じて会話を自動的に行うプログラム）機能の相談処理能力の向上のため、ＡＩを活用した相談情報の分析等を行うことを検討する。

また、未然に越境消費者紛争に巻き込まれる消費者を減らし、紛争に巻き込まれた後も、ＣＣＪへの相談を含めた適切な対処ができるよう、消費者庁は、消費者教育や啓発を更に充実させる。

２　国内民事紛争の国際化への対応力を強化するための方策

⑴　国内民事紛争の国際化を見据えた対応の必要性

在留外国人は、平成２４年以降、増加傾向にある。平成３１年４月からは新たな外国人材受入れ制度が始まったことも考えると、我が国における在留外国人の増加傾向は全国各地で今後更に強まるものと考えられる。こうした在留外国人が我が国において生活する中では、日本人と同様、種々の民事紛争に巻き込まれる可能性がある上、言語や文化的背景の相違から、むしろ在留外国人の方が日本人よりも紛争になりやすく、また、日本人同士の民事紛争よりも当事者間で解決を図るのが困難な場合もあることから、在留外国人を当事者とする国内民事紛争が更に増加するものと考えられる。

このような、いわば国内民事紛争が国際化するともいうべき事象への対応を図ることは、国民と外国人の双方が尊重し合える共生社会を実現するための必要不可欠な方策というべきである。この観点から、在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するため、対応策を検討しておく必要がある。

⑵　在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策

ア　関係機関の連携強化について

民事紛争に巻き込まれた在留外国人は、一般に、地方公共団体が設置する一元的相談窓口等の外国人向け相談窓口から、法テラスや弁護士会等での法律相談や消費生活相談等の紹介を受け、その後、必要に応じて裁判所等の紛争解決機関に申立てを行うものと考えられる。そうすると、外国人向け相談窓口を訪れた在留外国人について、法律相談等から紛争解決機関に至るまでの司法アクセスを途切れることなく確保し、司法サービスを適切に利用することができるようにするという観点からは、一元的相談窓口、法テラス、消費生活相談窓口、裁判所及び弁護士会といった関係機関の連携強化を図る必要がある。そのための具体的な対応策として、以下のものが挙げられる。

・　消費者庁は、消費者紛争に巻き込まれた在留外国人が消費生活相談を適切に利用することができるよう、一元的相談窓口等の関係機関から消費生活センター等での消費生活相談へ適切に誘導するため、消費生活センター等による関係機関への積極的な情報提供を進める。

・　法務省は、一元的相談窓口において民事法律扶助の適用される法律相談の実施が可能となる法テラス指定相談場所の指定を活用するに当たり、指定を受けるための条件に関する情報提供をするなど協力を図る。

・　法務省は、民事紛争に巻き込まれた在留外国人が法テラスにおける情報提供

や民事法律扶助を適切に利用することができるよう、一元的相談窓口等の関係機関から法テラスへ適切に誘導するため、法テラスの業務内容や利用方法等についての正確な周知・広報等を進める。

・　日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、民事紛争に巻き込まれた在留外国人が法律相談を適切に利用することができるよう、一元的相談窓口等の関係機関から弁護士会での法律相談へ適切に誘導するため、関係機関への積極的な情報提供を進めることが期待される。

・　日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、一元的相談窓口や地方公共団体等での外国人向け法律相談に対して、弁護士を積極的に派遣することが期待される。

・　法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、各地の法テラス、裁判所及び弁護士会といった関係機関における通訳人に関する情報の共有に向けた取組を進める。

イ　関係機関における多言語対応の充実について

また、在留外国人の司法アクセスを確保するという観点からは、外国人向け相談窓口等に関する情報の周知・広報を強化し、関係機関での対応言語を拡充するとともに、法テラスの人的態勢の強化、法廷通訳の質の確保、対応可能な弁護士の育成等を図る必要がある。そのための具体的な対応策として、以下のものが挙げられる。

（周知・広報の強化）

・　法務省は、一元的相談窓口の所在や連絡先等に関する情報について、ホームページ等の媒体を通じた周知・広報を進める。

・　日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、各地の弁護士会が実施

する外国人向け法律相談について、ＳＮＳ等を活用して、多言語での周知・広報を強化することが期待される。

（対応言語の拡充）

・　法務省は、法テラスにおける通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う多言語情報提供サービスについて、対応言語を拡充するための法テラスの態勢を整備する。

・　法務省は、民事法律扶助の適用される法律相談において、ＩＴ機器を活用して多言語対応を充実させるための法テラスの態勢を整備する。

・　最高裁判所においては、在留外国人にとって分かりやすい裁判所の庁舎内外の案内表示を整備する等在留外国人の司法アクセスに資する取組を進めることが期待される。

（法廷通訳の質の確保）

・　最高裁判所においては、法廷通訳の質を確保するため、通訳人候補者に対する研修の充実を図ることが期待される。

（その他）

・　消費者庁は、地方消費者行政強化交付金を活用して、対応言語の拡充を含め、各地の消費生活相談窓口における在留外国人からの相談を受け付けるための態勢を整備する。

・　法務省は、法テラスによる在留外国人に対する各種支援への対応を適切に実施できるようにするため、法テラスの人的態勢を強化する。

・　日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、各地の弁護士会における外国人向け法律相談を充実させることが期待される。

・　日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、言語や文化の違いに精通

する弁護士を育成することが期待される。

ウ　民事法律扶助に関する援助要件、援助対象及び費用負担について

在留資格のない外国人等に対する援助や外国人の行政手続に関する援助は、法テラスにおいて、日弁連委託援助業務として行われている。これを進んで民事法律扶助の対象に含めることや、外国人に対する民事法律扶助について国費を給付する制度とすることは、結果として外国人が国民よりも手厚く民事法律扶助の援助を受けられることになるため、その点に関する国民の理解の醸成が必要となるなど課題が多く難しい。在留外国人に対する司法アクセスの確保のためには、上記の関係機関との連携強化や多言語対応の充実を優先して実施すべきである。

３　その他の民事司法制度の国際化に関する方策

⑴　インターネットを通じた外国語による日本法令に関する情報の発信

利用者目線に立った民事司法制度の改革という観点からは、重要な法令を改正に応じて翻訳して適時に提供することは重要であり、また、その提供媒体である専用ホームページについても、技術の進歩等に応じ、より利用者本位のものとすることが必要である。

そこで、法務省は、翻訳整備の加速・充実化（ＡＩの活用を含む）に取り組むとともに、専用ホームページについて、例えば、ユーザーインターフェースや検索機能の強化、利用者からの質問に対する速やかな返答機能の追加などの機能向上・充実化など、専用ホームページにおけるサービス内容の抜本改善を速やかに実施する。

⑵　日本貿易振興機構と弁護士会との連携強化

今後、国際化社会の進展に伴い、企業の海外展開がますます進むことが見込ま

れるところ、利用者目線に立った民事司法制度の改革という観点からは、特に海外展開に不慣れな中小企業に対し、安心して海外展開が図れるよう、国際ビジネス上のトラブルの予防や解決に向けた助言等の支援を提供することも重要である。

そこで、経済産業省は、日本弁護士連合会の中小企業国際業務支援弁護士紹介制度の案内等、現在、日本貿易振興機構が日本国内外で行っている海外展開を目指す中小企業への国際法務相談に関する支援業務につき、利用者である企業のニーズ等を踏まえながら、一層の充実化に向けて検討する。

⑶　国際裁判等の国際法務で活躍できる人材の育成に向けた取組

国際競争力の高い民事司法制度の実現は、法曹三者をはじめ、民事司法制度に携わる関係者の意識や能力によるところが大きいことから、国際仲裁に関する人材育成に限らず、国際裁判機関等への学生や若手法律実務家の派遣に対する支援等幅広い人材育成策がとられることも重要である。

そこで、外務省は、国際司法裁判所（ＩＣＪ）や国際連合国際商取引法委員会（ＵＮＣＩＴＲＡＬ）等の国際裁判機関等へのインターンシップにつき必要な支援を行う。国際裁判機関等でのインターンシップを経験した人材は、国際裁判機関で必要とされる知見や人脈を取得し、今後の日本の国際裁判対策強化の主導的役割を果たす人材となるとともに、民事司法制度の国際化に貢献することが期待される。

第６　民事司法制度改革のこれから

民事司法制度は、社会における民事紛争の解決がその使命である。本取りまとめに掲げた方策は、国際化が進展する社会に即した民事司法制度の実現のために不可欠であることから、関係府省庁等において、各方策の具体的な実施・検討を着実に行うこ

とが必要である。

今後、社会の国際化がますます進展することは必至であり、社会が変化すれば紛争も変化し、解決に必要な視点や方法、そのために必要な態勢等も変化する。したがって、民事司法に携わる関係者においては、社会の変化を踏まえ、より良い紛争解決を目指した不断の努力が求められ、そうした努力の結果を踏まえ、民事司法の運用及び制度の在り方等を適時に見直すことが肝要である。もちろん、そのためには、民事司法を担う人材の幅広い育成が重要であることは言うまでもない。

加えて、本連絡会議における検討に際して関係者から摘示された点に関し、特に、民事訴訟における情報・証拠収集制度の充実については、民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会において、事案解明機能を向上させて国際競争力を強化する観点も踏まえて引き続き検討する必要がある。また、家事事件についても、同連絡協議会において、手続の利便性を向上させるとともに多様化する社会や家族の状況に対応する観点も踏まえて、その課題及び対応の方向性等について引き続き検討することが重要である。

最後に、本取りまとめが我が国の民事司法にとって新たな船出の契機となり、掲げた方策を着実に実行することで、我が国の民事司法制度全般の国際競争力の強化が図られること、国民や国内企業のみならず外国人からもより利用しやすい民事司法制度となることを期待するとともに、民事司法制度をより良いものとしていくためには、民事司法に携わる全ての関係者において、不断に改革に取り組み続ける必要があることを改めて強調しておきたい。

以　上

民事裁判手続等のＩＴ化のスケジュール（予定）２０２３年１月現在

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度～
民事裁判手続等のＩＴ化の動き	**フェーズ１：現行民訴法下でのIT化＝ウェブ会議による争点整理** **Microsoft Teams** 2020年2月：9庁で開始 5月：5庁で追加実施 12月14日：全地裁本庁で運用開始 2022年2月以降順次：全地裁支部で運用開始 11月7日：高裁（全本庁・支部）で運用開始	**フェーズ１：現行民訴法１３２条の１０に基づく規則制定によるＩＴ化＝準備書面・書証等のe提出（＝いわゆる「フェーズ３の先行実施」）** **民事裁判書類電子提出システム（mints）** 2022年2月：甲府・大津地裁で試行・5月：同地裁で運用開始 6月28日：知財高裁、一部の東京・大阪地裁で運用開始 2023年1月24日：高裁所在地の地裁本庁で運用開始 6月頃：高裁本庁・支部（東京高裁を除く）、全地裁本庁 9月頃：東京高裁 11月頃：全地裁支部　で本格運用開始（各2～3か月前から試行）	**フェーズ２：民訴法改正によるIT化＝ウェブ会議による口頭弁論等** 2023年3月1日：非対面での和解期日、弁論準備手続期日に関する規定の施行 公布の日から2年を超えない範囲内(～2024年5月) 非対面での口頭弁論期日 公布の日から3年を超えない範囲内(～2025年5月) 非対面での離婚・離縁に関する和解・調停成立	**e法廷** **e提出** **e法廷** **e事件管理** **3つのe** **フェーズ３：関係法令の改正、システムや本人サポート等の環境を整備してオンライン申立ての本格実施＝e提出、e法廷、e事件管理）** 公布の日から4年を超えない範囲内（～2026年5月） 当事者等によるe提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、一部について先行した運用開始（記録の電子化、訴状の電子送達、手数料の電子納付も同時期の運用開始）
法規改正			2022年5月18日 改正民訴法成立 5月25日公布	民訴規則改正 （2022年11月改正：和解期日・弁論準備手続期日について）	

民事訴訟における証拠及び情報収集の拡充・損害賠償制度の改革について

※これまでの背景

司法制度改革審議会意見書（2001年）内の民事司法改革に関する提言

①審理の充実・迅速化のための早期の証拠収集手続の拡充

②損害賠償額が低い現状に対応するための制度の改革

日弁連における対応

・文書提出命令及び当事者照会制度について改正を提言（2014年2月）
・民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会情報・証拠収集ＷＧでも最高裁・法務省と協議

・「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」（2011年）を総会で採択
・その後、シンポ等で損害賠償制度の改革について提言してきた。

１　民事訴訟における証拠及び情報収集の拡充

早期開示命令制度

＜制度の内容＞

・当事者は訴訟関係の明確化、争点及び証拠整理のために、相手方又は第三者に対し文書その他の物件の開示を命じるよう裁判所に申立て（①）をする。
・裁判所は申立てを受けて、文書等を相手方又は第三者に開示命令（②）を出すことができる。
・裁判所は対象文書等の範囲や探索に要する費用負担、秘密保護措置については当事者間で協議するよう命ずる（③）ことができる。
・開示命令に従わない場合は過料制裁を課すこともできる。

＜イメージ図＞

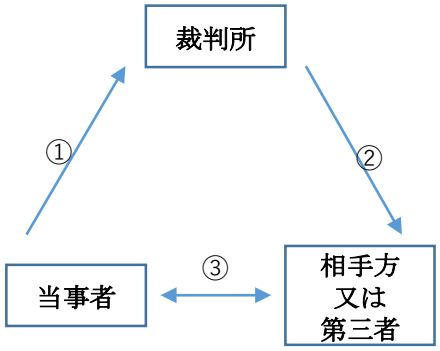

２　損害賠償制度の改革

慰謝料額の適正化

＜必要な理由＞

・精神的損害（セクハラ・パワハラ等、ＤＶ・ストーカー被害、いじめ・虐待等）に関する慰謝料額が低すぎること

※日弁連実施の代理人アンケート
精神的損害の裁判所の認容額への評価の回答「想定より低い」
→４７．８％（最多）

＜求める内容＞

・裁判所が損害賠償額を定める際に考慮要素を明記する（民法第710条新設第2項）

①侵害行為の態様
②故意又は重大な過失の有無
③侵害された権利又は法律上保護される利益の性質
④当事者の関係

→裁判例で認められている主要な考慮要素を明文化することで、裁判所に適正な損害賠償額を算定することを促す。

違法収益移転制度

＜必要な理由＞

・低額な賠償額では侵害行為を抑止できないため。

※なお、想定している事例は以下のような例。

・被害者の名誉を毀損する内容を含む記事を掲載した書籍を販売して加害者が収益を得た場合
・被害者の所有する不動産を不法に占有しその賃貸収益を加害者が得た場合

＜求める内容＞

・加害者が違法行為で収益を得ている場合には、裁判所がその収益の全額又は一部を含めて損害賠償額を定めることができる。
（新設民法第709条の2）

・損害賠償額の認定のための被害者の立証負担を軽減するために、①権利侵害の証明と②予想される収益額を主張・疎明し（収益額が主張額よりも低い又は存在しないことの立証責任は加害者側が負う）、その上で裁判所が賠償額を判断する。

早期開示命令制度新設の立法提案

２０２２年（令和４年）７月１５日
日本弁護士連合会

当連合会は、情報及び証拠の収集手段の拡充のため、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号。以下「法」という。）に以下の内容の早期開示命令制度を新設することを提言する。

第１　改正提案

１　早期開示命令制度

次の(1)ないし(6)を内容とする早期開示命令の制度を導入する。

(1) 当事者は、訴訟関係を明瞭にするため又は争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、相手方又は第三者に対し当事者の主張と相当の関係を有する文書その他の物件（以下「物件」という。）を申立人へ開示することを裁判所に申し立てることができる。

(2) 裁判所は、前項の申立てがあったときは相手方又は第三者に対し、当該物件を申立人へ開示することを命ずることができる。

ただし、相手方又は第三者が(1)により開示を求められた物件を所持しないとき又は当該物件が法２２０条４号イないしホ（ただし同号ニ及びホについては第２の４(14)参照）に該当するときは、この限りでない。

(3) 裁判所は、前項の開示命令に先立って、当該申立てに係る物件の範囲、物件の探索に要する費用負担、秘密保護のための措置等について、当事者間で協議を行うことを命じることができる。裁判所は、(1)の申立ての相手方が第三者である場合には、本項の協議に当該第三者の参加を求めることができる。裁判所は、必要と認めるときは、本項の協議を主宰する。

(4) 裁判所は、(2)に基づく開示の期間を定めることができる。

(5) 当事者又は第三者が(2)の早期開示命令に従わないときは、裁判所は、申立てにより、決定で、過料に処する。この決定に対しては即時抗告をすることができる。

(6) 法２２３条（文書提出命令等）２項ないし６項の規定は、早期開示命令について準用する。

２　関連する改正

本改正提案は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）１条を勘案の

上、同法２条に定める行政事件訴訟にも適用されるものであることについて疑義が生じないよう、必要な措置を講ずるものとする。

本改正提案を人事訴訟（人事訴訟法（平成１５年法律第１０９号）２条）及び家事事件（家事事件手続法（平成２３年法律第５２号）１条）に適用するかどうかについては、引き続き検討を行う。

第２　提案の理由

１　民事訴訟法改正要綱試案

当連合会は、２０１２年（平成２４年）２月１６日「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」(以下「日弁連試案」という。)を公表し、証拠等収集手段の改正に関する法改正の立法提言を行っている。その提言の主な内容は以下のとおりである。

(1) 文書提出義務（法２２０条）関係

① 提出義務除外事由の存在の立証責任が文書所持者側にあることの明確化（法２２０条４号柱書の改正）

② 利益文書及び法律関係文書（法２２０条３号）の削除

③ 自己利用文書（法２２０条４号ニ）の除外事由からの削除

④ 刑事関係文書（法２２０条４号ホ）の除外事由からの削除

⑤ 個人の重大な秘密を理由とする除外事由の新設

⑥ 弁護士等と依頼者間の協議に関する証言拒絶権の規定、文書提出義務除外事由の明確化

(2) 文書特定のための手続（法２２２条）関係

① 特定手続の要件から「著しく」を削除

② 文書の表示・趣旨を明らかにするよう命じることができるものとすること

③ 特定命令に従わなかった場合には識別可能な文書について提出を命ずることができるものとすること

(3) 秘密保持命令制度の新設

(4) 当事者照会制度（法１６３条）関係

① 相手方が所持する文書の表示・趣旨の照会ができることの明確化

② 文書の写しの送付ができることの規定

③ 回答義務明記、拒絶する場合の理由通知義務等

④ 不当な回答等拒絶がなされた場合の裁判所の回答等の促しの措置

⑤ 裁判所による回答等命令及び不当な回答等拒絶の場合の過料の制裁

２　現在までの検討状況

情報及び証拠の収集手段の拡充については、現在まで以下のとおり検討が進められてきた。

(1) 司法制度改革

「司法制度改革審議会意見書―２１世紀の日本を支える司法制度―」（司法制度改革審議会、２００１年（平成１３年）６月１２日）は、民事裁判制度につき、適正・迅速かつ実効的な司法救済の視点から、民事裁判を充実・迅速化することなどを課題とし、訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきであるとした。

これを受けて、２００３年（平成１５年）の民事訴訟法改正において訴えの提起前における証拠収集等の手続を拡充するための改正がなされた（法１３２条の２以下。以下「提訴前証拠収集処分等」という。）。

(2) 裁判の迅速化報告書

提訴前証拠収集処分等は、現在までほとんど活用されていない。

２００９年（平成２１年）７月の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第３回）」では、依頼者が十分な資料収集ができない場合があることや、訴え提起前に相手方との交渉の中で争点整理や証拠開示を行うことが少ないこと、準備が不十分なままでも訴えを提起せざるを得ない場合もあること等の事情により、訴え提起前の準備、検討が十分になされない場合があり、このような場合には、訴訟係属中に新たな事実が判明することになりやすく、判明した事実に応じて法律構成や事実の主張を変更するとなると、相手方の反論も変更することになるなど、争点整理が長期化することになるとの指摘がなされている（分析編６頁、７頁）。

２０１１年（平成２３年）７月の第４回報告書では、考えられる施策の例として以下のものがあげられていた（施策編２７頁、２９頁）。

○　提訴前の証拠収集処分の見直し

○　当事者照会制度の見直し

○　文書提出義務の拡大等

○　当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）の導入や証言録取制度（デポジション）の導入

○　法廷侮辱に対する制裁の導入

(3) 現在までの検討状況[1]

当連合会は、２０１４年（平成２６年）１０月から２０１６年（平成２８年）１月までの間、最高裁判所との間で、証拠収集手段の拡充に関する民事訴訟法等の改正課題等について協議を行ってきた。

この協議も踏まえ、２０１８年（平成３０年）７月、当連合会、法務省及び最高裁判所は、「民事訴訟における情報・証拠収集制度の拡充」などを検討課題とする民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会を設け、その下のワーキンググループにおいて具体的な検討が行われた[2]。

３　本改正提案の理由

(1) 早期かつ包括的情報・証拠収集制度の必要性

民事訴訟の充実・迅速化するためには、諸外国の法制度をみても、訴訟の基礎となるべき重要な事実を、①「訴訟のごく早期の段階で」、②「相当程度の包括性をもって」把握することを可能にする仕組みが不可欠である。

まず、①「訴訟のごく早期の段階」という要素は、現行の法２２０条以下の文書提出命令のように、争点整理手続において否認された事実についての文書提出の手段としてではなく、争点整理そのものを実効的に行う手段としての文書等収集の手段を意味する。したがって、争点整理そのものを実効的に行う手段とするためには、その実施時期は争点整理の開始以前でなければならないから、文書等収集の対象を特定の文書等に絞り込むことには限界があり、その収集の範囲はおのずから一定の包括性をもたざるを得ない。

次に、②の「相当程度の包括性をもって」は、適切な事案把握と真実発見のためには、当事者が、事前に確知していない情報及び証拠、あるいは事前に知りようのない情報及び証拠にアクセスできることが必要である。そして、それを可能にするためには、文書等収集の対象を包括的なものとすることにより、そうした情報及び証拠に辿り着くための契機がもたらされる必要がある。しかし、そもそも訴訟のごく早期の段階では、現行の法２２０条以下の文書提出命令が想定しているような程度まで必要な情報や証拠が絞り込まれてはいないので、論理必然的に訴訟のごく早期の段階での文書等収集の範

---

[1] 研究者を中心とする民事訴訟法改正研究会の改正提案（三木浩一・山本和彦編『ジュリスト増刊　民事訴訟法の改正課題』（有斐閣、２０１２年））においても、早期開示制度などの改正提案がなされている。また、２０１３年（平成２５年）１０月３０日の「民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書」においても証拠法の改革が提言されている。

[2] 民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会情報・証拠収集ＷＧ「民事訴訟法制に関する検討事項について」（令和４年３月２５日）。

囲は、ある程度の包括性をもつことが不可避となる。

この点、現行法には、早期の包括的な情報・証拠収集制度は存在しない。これに類する情報収集制度としては、当事者照会（法１６３条）、提訴前証拠収集制度（法１３２条の２以下）が存在するが、当事者照会は裁判所の関与がないために、またいずれも強制力が十分でない等の理由により、早期かつ包括的な情報・証拠収集制度としては実効的な制度になっていない。

したがって、既に当連合会は、日弁連試案において、現行の文書提出命令についての改正提案を公表しているところであるが、これとは異なる制度として、裁判の充実・迅速化のために情報・証拠収集拡充の制度を導入する必要がある。

そこで訴訟の基礎となるべき重要な事実を、「訴訟のごく早期の段階で」、「相当程度の包括性をもって」把握することを可能にする仕組みとして第１の改正提案を提言するものである[3]。

(2) 日弁連試案における当事者照会との関係

訴訟の基礎となるべき重要な事実を、「訴訟のごく早期の段階で」、「相当程度の包括性をもって」把握することを可能にする仕組みとしては、現行の当事者照会をより実効性がある制度に改正することも考えられ、日弁連試案における当事者照会制度の実効性を向上させるための改正もそのための方策の一つである。

本改正提案は、当事者主導の当事者照会制度の改正とは別に、裁判所が直接的に関与する制度であり、早期かつ包括的な情報収集のための制度の選択肢を拡げるものである。

(3) 現行文書提出命令との関係

本改正提案と文書提出命令制度（法２２０条以下）との関係は、以下のと

---

[3] 本改正提案はドイツ民事訴訟法（以下「ドイツ民訴法」という。）１４２条の文書提出命令を参考にしたものである。

【参考】ドイツ民事訴訟法第１４２条（文書提出命令）

① 裁判所は、当事者又は第三者に対し、これらの者が所持する文書及びその他の書面であって、当事者が引用したものを提出するよう命ずることができる。裁判所は、そのための期間を定め、かつ、裁判所が定めた期間内は提出された書面を裁判所事務課に留置することを命じることができる。

② 第三者は、この者に対して提出を期待することができず、又はこの者が第３８３条から第３８５条までの規定により証言拒絶権を有する限り、提出義務を負わない。第３８６条から第３９０条までの規定を準用する。

③ ＜省略＞

おりである。

法２２０条以下の文書提出命令は、第二編第四章第五節の「書証」に規定され、また、法２１９条が書証の申出の方法の１つとして規定していることから明らかなように、書証の提出方法としての制度である。そのことに伴う重大な問題として、例えば当事者間で文書提出義務の有無について争いがあるため、文書提出命令の申立てをして裁判所の判断を得ようとした場合に、裁判所が、文書提出義務の有無についての判断をせず、証拠の必要性がないとして同申立てを却下するという事態が頻繁に生じる。このことは、文書提出命令が証拠の収集制度ではなく証拠提出制度であることに起因する。

さらに、同制度が書証の提出制度であるために、文書提出命令の申立てに対して裁判所が判断をすることなく口頭弁論を終結することが適法とされていることから、当事者は、文書提出命令の申立てに対して決定がなされるかどうかが分からないまま放置され、あるいは文書提出義務の不存在を理由に申立てが却下されたのか、それとも証拠の必要性なしとして却下されたのかすら分からないままに終わるという、不合理な事態もしばしば生じている。

こうしたことから、書証の提出制度である現行の文書提出命令制度をいかに改革しても、裁判所の事実認定に必要な証拠としての書証等が時間的には多くは争点整理の後あるいはそれに近い段階で取調べに供されることになるにすぎず、現状においては当事者が訴訟の早期の段階で、未だ証拠となるかどうか分からないものの訴訟関係を明瞭にするため、あるいは早期に争点及び証拠の整理を行なうために必要な情報の収集ができないという本質的な問題の解決にはならない。そのために、文書提出命令制度とは別立ての、本来の意味での情報・証拠の収集制度を新たに創設することが必要であり、それに応えるための制度が本改正提案である。

このように、本改正提案は、文書提出命令制度とは別の位置付けにある、訴訟のごく早期における包括的な物件の開示命令の制度である。

(4) 運用イメージ

本改正提案が立法された場合には、訴訟当事者が相手方当事者又は第三者に物件の開示を求めるための手段として、第１次的には本改正提案の制度が使われることが想定される。その場合、物件の開示を求める当事者は、現在の法２２０条以下の文書提出命令の一般的な運用と同様に、まず、本改正提案の制度の存在を後ろ盾として任意開示を求めることになる。相手方当事者等は、本改正提案による開示命令が予想される物件については任意開示に応じることになろう（必要に応じて任意の秘密保持契約を結ぶなどを含む。）。

他方、現在の文書提出命令の制度は、争点整理の終了後にその存在や必要性などが新たに見出された物件や裁判所の裁量権によって本改正提案の開示命令の対象にならなかった物件について使われるなど、実質的には、現在よりも用途が絞り込まれた制度へと変化していくことが考えられる。

このようにして、本改正提案に基づく実務が行われる場合には、訴訟のごく早期の段階において当該事案に関連する物件への包括的なアクセスが可能となり、効果的かつ公正な手続の進行が実現しやすくなり、事件処理の迅速化や効率化が導かれることが期待される。特に、迅速かつ適切な争点整理や進行計画の策定において、ごく早期の段階における包括的な物件の開示可能性は、大きな役割を果たすことになる。また、当事者双方が公平に事件全体の情報を包括的に把握することは、当事者の訴訟上の武器対等を実現することに帰着するため、我が国の民事訴訟の公正性を促進し、司法に対する国民の信頼を向上させることに寄与する。さらに、ごく早期の段階における包括的な物件の取得が可能になることにより、当事者双方が、それぞれに自己の立ち位置を客観的に理解することにつながり、終局判決に至ることなく、さらには、実質的な審理に至ることなく、当事者の自治的なイニシアティブによる早期の和解による解決も促進されることが期待される。

４　本改正提案に関する補足説明

(1)　条文の位置付け

条文の位置については法第二編第三章「口頭弁論及びその準備」の法１５１条の直後に法１５２条の２とすることが考えられる。その理由は、第一に、訴訟のごく早期の段階で実施されることが肝要なので、争点整理手続の前に規定を置く必要があること、第二に、早期における包括的な物件の提出命令の制度は、少なくともその一部に広義の釈明処分の要素を含むので、釈明処分の規定の後に置くことが望ましいこと、第三に、ドイツ民訴法１４２条も同様の位置にあること等による。

この点、本改正提案が、当事者の情報・証拠収集制度であることがより明確になるような位置付けを引き続き検討する。

(2)　提出命令の名宛人

本改正提案に基づく提出命令の名宛人は、相手方当事者のみならず、第三者を含むものとしている。これは、ドイツ民訴法１４２条と同じである。

第三者に対して訴訟の早期の段階で、包括的に情報等の開示義務を認めることは、第三者に大きな負担を負わせることになり正当化根拠が認められるか議論の余地がある。

しかしながら、第三者の間でも、当事者との関係には様々あり、当事者の子会社など当事者との関係が強い第三者については当事者と同視すべきとも考えられる。本改正提案では、第三者の不利益については、開示命令に先立つ協議の際に調整することを前提として、提出命令の対象に含めることとしている。

ただし、第三者の全てを含めることについてはその正当化の根拠も含めて更なる検討を行うべきである。

(3) 要件

本改正提案にかかる早期開示命令の申立ては、次の要件を満たす場合に認められる。

① 訴訟関係を明瞭にするため又は争点及び証拠の整理を行うため必要があるとき(第１の１(1))

早期開示命令の申立てが、証拠提出のための制度である法２２０条の文書提出命令と異なり、口頭弁論の準備として主として争点整理を目的とした制度であることから必要とされる要件である。その判断は裁判所が争点等の整理に必要かどうかではなく、申立人にとっての必要性の観点から行われることを前提としている。

② 当事者の主張と相当の関係が示された物件であること(第１の１(1))

早期開示命令の申立ては、法２２１条１項と異なり、物件の個別的な特定を要件としていない。これにより、訴訟のごく早い段階において、物件の個別的な特定を必ずしも必要とせず（もっとも、個別的特定が可能な場合には、実務的には、「相当の関係」の説得性を増すためにも個別的特定をしていくことになる。)、カテゴリーによる特定やその他の概括的な特定によって、物件開示の申立てが可能となる。

他方、裁判所による職権探知を防ぐため、当事者により「主張」されている事実と相当の関連性を有する物件であることを必要とする。

この点、アメリカのディスカバリーでは、対象となる物件を特定することなく広範な範囲で提出を求めることができる。ただし、かつては、「事件」そのものとの関連性でよかったものが、その後の改正により、現在では、当事者の「主張」(正確に言えば、請求（claim）又は防御（defense)）との関連性に範囲が絞り込まれている。また、ドイツ民訴法１４２条は、当事者の「引用」を要件とするが、この場合の引用は、日本法の文書提出命令における引用文書とは異なり、提出を求める側の引用でもよいとされ、実質的には、いずれかの当事者による主張に近い意味とされる。

こうしたことから、「相当の関連性」について、事件そのものと紐付けるのではなく、当事者の主張と紐付けるものとしている。

このように、「事件」ではなく、「当事者の主張」との関連性とすることで、開示を求める物件の範囲を合理的に制限することにつながる。

この場合の当事者の主張は、上記のアメリカのディスカバリー及びドイツ民訴法１４２条と同じく、いずれの側の当事者からの主張でもよく、物件の所持者が当該要証事実について証明責任を負うか否かは問わない。

③　消極的要件（第１の１(2)）

当事者又は第三者が、開示を求められた物件を所持しないこと、又は当該物件が法２２０条４号イないしホ（ただし同号ニ及びホについては第２の４(14)で述べるとおり削除の提案をしている。）に該当することを疎明したときは、開示命令の申立ては認められない。

一般に、相手方当事者や第三者が当該物件を所持しているかどうかは、それが相手方当事者等の支配領域にある情報であるため、開示を求める当事者の側で疎明することは困難である。そこで、物件の所持について、開示を求める当事者の側に疎明責任はなく、相手方当事者等において主張責任・疎明責任を負うものとすることが妥当である。

さらに、法２２０条４号は提出拒絶事由を設けていることから、本改正提案においてもこれと整合性をとる必要がある。もっとも、同号の除外事由としての構成では、論理的には除外事由の不存在の疎明責任が開示を求める当事者の側にあることになるので、拒絶事由としての構成とすることにより、物件の所持者の側に主張責任・疎明責任があるものとすべきである。

(4)　相当の関係

当事者の主張との関連性の程度は、「相当の関係」（第１の１(1)）でなければならない。ここにいう「相当」の関係とは、一方当事者が提出を求める物件（個別の物件又は物件のカテゴリー）が当事者の主張といかに関連しているかについての説得性や論理性を意味する。

(5)　開示命令の対象

早期開示命令の対象は主として「文書」であるが、文書以外の物件を排除する理由はない（法１５１条１項３号・４号参照）。

そして、本改正提案に基づいて収集される物件の中には、当該事件の背景や全体像を知る等のためには必要であっても、要証事実を立証するための証拠として訴訟に提出する必要があるとはいえないものも含まれる。

なお、令和４年改正民事訴訟法２３１条の２の施行後は、同条に定める電磁的記録も含むものとすることが相当である。

(6)物件の特定について

前述のとおり早期開示命令の申立ては、物件の個別的な特定を要件としていないが、カテゴリーによる特定やその他の概括的な特定がなければ相手方としても開示できない事態も生じ得る。

したがって、申立てに当たっては、申立人は、相手方において、対象物件又はそれを含むグループを、他の物件又は他の物件グループから区別できるような事項を示すことを民事訴訟規則などに定める必要がある。

(7) 物件の提出先

本改正提案は、当事者が訴訟の早期の段階で一定の包括性をもって物件の収集を行うことを実現するための制度であるため、本改正提案に基づいて収集される物件の中には、前述のとおり当該事件の背景や全体像を知る等のためには必要であっても、要件事実を立証するための証拠として訴訟に提出する必要があるとはいえないものが含まれる可能性がある。

したがって、物件の提出先は、法２２０条以下の文書提出命令制度のように裁判所に対してではなく、申立人である当事者に対して行うこととしている（第１の１(2)）。

なお、第三者の物件について相手方当事者が対象物件の内容を確認したい場合には、協議の際に相手方当事者も提出先に加える合意をしたり、相手方当事者からも同じ内容の開示命令の申立てをすることが想定される。

(8) 裁判所の裁量権（第１の１(2)）

本改正提案による開示命令制度は、法２２０条以下の文書提出命令制度と比較して、対象が広範であり、かつ、要件が緩やかであるので、発令について裁判所の裁量権を認めることが望ましい。

そこで、裁量権を明示する趣旨で、「命ずることができる」としている。この裁量権により、裁判所は、当事者が主張する物件と事件との関連性が相当程度の説得性や合理性を有していない場合には、申立てを却下することができる。物件の所持者にバランスを欠いた過度の負担を科すことになるような開示要求は、この裁量権によりコントロールされることになる。

(9) 協議命令（第１の１(3)）

本改正提案による早期開示命令制度は、対象となる物件の範囲が広範であること、要件が緩やかであること、発令について裁判所の裁量権が認められることなどから、裁判所は、発令に先立って、当事者間の協議によって物件

開示の内容を自治的に定めることを命ずることができるものとしている。

特に、当該申立てに係る物件の範囲、物件の探索に要する実費を基本とする合理的な費用負担、秘密保護のための措置等については、当事者間の協議によって自治的かつ柔軟に定めることが実務的な観点からも望ましい。例えば、相手方が企業秘密に基づく開示拒絶を主張した場合、どのような秘密保護契約を結べば企業秘密を侵害しない形で開示をすることが可能なのかを、具体的に話し合って解決を図ることが可能になる。

その場合、開示義務を肯定するか、また、秘密保護の措置を講ずるか講じないかのオール・オア・ナッシングではなく、秘密保護の中身を代理人弁護士に限り開示を認める（アトーニーズ・アイズ・オンリー）などのよりきめ細やかな合意を検討することなどが考えられる。

裁判所は、早期開示命令申立ての相手方が第三者である場合には、この協議に当該第三者の参加を求めることができるものとしている。

当事者間（申立ての相手方が第三者である場合には第三者も含む）で協議が円滑に進まない場合もあり得ることから、裁判所は必要と認めるときは、本項の協議を主宰するものとしている。

この場合の協議は弁論準備手続期日で行なわれることが想定される。

(10) 提出期間の定め(第１の１(4))

本改正提案による開示命令制度の目的・趣旨は、事案解明や真実発見にとどまらず、審理の迅速化も含んでいるので、裁判所は開示のための期間を定めることができるものとしている。

(11) 早期開示命令違反に対する制裁（第１の１(5)）

相手方当事者又は第三者が第１の１(2)の開示命令に従わなかった場合には、開示命令を申し立てた当事者の申立てにより、裁判所は、決定で過料に処することができる。この過料の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

開示命令に実効性を持たせるためには、命令違反に対する制裁が不可欠と考えられる。

制裁の内容については、①弁論の全趣旨（法２７４条）で相手方に不利に判断されることに委ねる、②真実擬制（法２０８条・２２４条参照)、③過料（法２２５条参照）という３つの考え方がある。

このうち弁論の全趣旨に委ねることについては、その評価について意見が分かれており、制裁として機能するかについて疑問とする意見も少なくない。また、真実擬制については、本改正提案が訴訟の早期の段階に申立てがなさ

れることが想定されていることから、擬制される対象が明らかでなく、実際に真実擬制が適用される場面が想定しがたい。これに対して、過料についてはすでに日弁連試案において、当事者照会に関し裁判所による回答等命令違反及び不当な回答等拒絶の場合に過料による制裁を提言しているところでありそれとも平仄を合わせ過料の制裁を設けることとしている。

(12) 命令に対する不服申立て

本改正提案は、発令について裁判所の裁量を認める仕組みである。したがって、裁判所は、当事者の申立てが早期開示命令の発令要件を満たしている場合であっても、その裁量によって申立てを却下することが可能である。そのため、本改正提案と開示命令の申立ての却下の判断に対する抗告による不服申立てとは理論的に整合するとは言い難い。

この点、不服申立てを認め、抗告審における原審の事後審査でなく、覆審的な再度の審理判断と位置付けることも考えられるが、その場合、本案の審理を担当していない抗告審が覆審的な機能を果たし得るかについて疑問がある。

また、この制度は訴訟の早期の段階で使われることが想定されるところ、不服申立てを認めると、かえって訴訟の序盤で争点整理が停止することになりかねないし、裁判所も早期開示命令の発令を躊躇することも懸念される。

以上から、開示命令に対して特別な不服申立制度は設けていない（ただし、過料の決定に対しては即時抗告ができる（第１の１(5)）。）。

(13) 濫用的申立てについての手当て

法制度では、第一次的には裁判所の主宰する当事者間の協議の場において濫用的な開示命令の申立てを排除することを想定しており、さらに、濫用的な申立てについては裁判所の裁量により申立てを認めないことにより手当てすることとしている。ほかに実効的な濫用防止の手当てが必要かどうかについては更に検討する。

(14) 関連する改正（第１の２前段）

本改正提案は行政事件についても適用される。この点、行政事件訴訟法は、同法７条において「行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」とされ、同法２３条の２において釈明処分の特則を定めている。したがって、同法１条を勘案の上、行政事件訴訟にも本改正提案が適用されるものであることについて疑義が生じないよう、必要な措置を講ずるものとする。

なお、文書提出命令に関する法２２０条３号（利益文書及び法律関係文書）、

同条４号ニ（自己利用文書）・ホ（刑事関係文書）については、既に日弁連試案において削除の提案をしているところであるが、本改正提案においても削除することを前提としている。

(15) 人事訴訟及び家事事件への適用（第１の２後段）

本改正提案が民事訴訟法に規定された場合には、人事訴訟及び家事事件に適用されるが、人事訴訟事件及び家事事件特有の問題についての検討が必要であるため、人事訴訟及び家事事件への適用については、引き続き検討を行う。

以上

慰謝料額算定の適正化を求める立法提言

２０２２年（令和４年）９月１６日
日本弁護士連合会

第１　提言の趣旨

民法第７１０条（財産以外の損害の賠償）を同条第１項に改め、同条に、第２項として「前項の損害賠償の額を定める場合には、裁判所は、侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情を考慮する」との条項を新設することを提言する。

第２　提言の理由

１　我が国における慰謝料額算定の問題点

(1) はじめに－損害賠償額、特に慰謝料額の認定が十分でないこと

①　市民の権利を保障し、利用しやすく頼りがいのある公正な民事司法を実現する観点から、損害賠償責任が認められる事案における損害賠償額を適正な水準とすることは重要な課題である。２００１年（平成１３年）６月１２日に発表された司法制度改革審議会意見書においても、「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる」として、適正な損害賠償額の認定が可能となるような制度の検討を行うことが提言されている（同意見書３３頁～３４頁）。

②　当連合会も２０１１年（平成２３年）５月２７日の第６２回定期総会で採択した「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において、填補賠償を超えた損害賠償制度、違法行為抑止や違法利益はく奪を目的とする損害賠償制度を含め、事案に即した現在よりも高額な賠償の認定を可能とする損害賠償制度の改善改革の検討を提言している。この課題は、その後策定された当連合会の民事司法改革グランドデザイン（最新の改定は２０２２年(令和４年)２月１８日）においても「損害賠償制度の改革の検討」として盛り込まれ、また、２０１１年（平成２３年）１１月１１日の第１７回弁護士業務改革シンポジウム、２０１４年（平成２６年）９月２０日の第２６回司法シンポジウム等でもテーマとして取り上げられている。

③　さらに、民事司法制度の利用者を含め各界の有識者を集めて民事司法の改革の必要性と課題を議論した民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（２０１３年（平成２５年）１０月３０日）においても、主に慰謝料の請求がなされる名誉棄損、セクシュアルハラスメントの場合などを例に挙げ、被った損害が十分に填補されていない現状にあるとの認識が示されている（１８頁～）。

④　政府の動向としても、２０１９年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）２０１９」において、「民事司法制度改革を政府全体として進める」旨が掲げられ、民事司法制度改革を、司法制度改革推進法の理念に則って推進することが、政府方針として決定されている。

(2) 当事者代理人のアンケート結果等

我が国の損害賠償において認定される損害額、特に慰謝料額について、被害者の被害感情の十分な慰謝の水準にほど遠い場合があるとの評価･認識は、損害賠償請求実務を担い、依頼者である当事者に直接接している代理人弁護士を対象としたアンケート結果にも表れている。

当連合会が実施した第２６回司法シンポジウム（２０１４年（平成２６年）開催）で実施した民事裁判・家庭裁判所に関するアンケート調査の結果によれば、物的損害や逸失利益の認容額につき、想定していた金額と比較して「ちょうど良い」と回答した会員が最も多かった（物的損害で５９７名（５３．６％）、逸失利益で４７０名（４２．２％））。これに対し、精神的損害については「想定より低い」と回答した者が最も多く、５３２名（４７．８％）に及んでおり、「ちょうど良い」と回答したのは３０７名（２７．６％）に過ぎなかった。

このように、我が国では、精神的損害額が認定される多くの分野において、その水準が低い傾向にあることは、弁護士の多くが実務経験を通じて感じていることが裏付けられる。以上のような実態があることから、裁判をしても認められる損害賠償金額が低額であることを理由に提訴を断念している者も少なからず存在し、そのような者の権利が実現されていないことも、多くの弁護士が経験しているところである。特に、セクハラ・パワハラ等のハラスメント被害、ＤＶ・ストーカー被害、性暴力被害、いじめ・虐待、ペットに対する被害等において慰謝料額が不十分であることは、代理人弁護士のほとんどが共有している認識と考えられる。

(3) 小活

以上のような事情に鑑みれば、慰謝料額の算定については、現行損害賠償制度の改革や運用の見直しを具体的に検討して、その適正化を図るのが相当である。

２　具体的な提言の内容

このような慰謝料額の算定が被害者の救済にとって不十分であるという点を是正するため、慰謝料額算定に当たっての考慮すべき事由を法文上で例示的に列挙し、裁判所の裁量により適正な慰謝料額を算定し得るような措置を講じることを提案する。

具体的な制度設計としては、民法の改正による対応として、民法第７１０条（他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条（第７０９条）の規定により損害賠償の責任を負う者は､財産以外の損害に対しても､その賠償をしなければならない。）の次項（第２項）として、「前項の損害賠償の額を定める場合には、裁判所は、侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情を考慮する」等の規定を新たに設ける方策などが考えられる。なお、上記の条項案の考慮事由はあくまで例示であり、被害者の苦痛の程度や当該行為に対する社会的評価など、慰謝料額の算定に当たり他に考慮すべき事由があればそれについても追加して条文化するのが相当である。

３　提言の理由

上記の条項案は、現行の裁判実務において、慰謝料額の算定に当たっては諸般の事情を参酌等すべきとしていることを踏まえて、既に裁判例で認められている主要な考慮事項を明文化したものである｡我が国の判例の考え方によれば、慰謝料額は諸般の事情を考慮して裁判官が裁量により算定し、裁判官は算定の根拠を明らかにする必要はないとされてきた（最高裁判所昭和４７年６月２２日判決【判例時報６７３号４１頁】等)。また、慰謝料額の算定に当たって裁判所が斟酌すべき諸般の事情については何らの制限がなく、判例上も多岐にわたっているが、本条項案は、それらの中から特に重要と思われる事由を取り上げたものである。

具体的には､「侵害行為の態様」は違法性判断の中核的な要素であること､「故意又は重大な過失の有無」については軽度の過失の場合に比べて精神的苦痛を加重させる要因となり得ること､「侵害された権利又は法律上保護される利益の性質」は損害額を考える上での重要な要素であることから、考慮事由として掲げている。また､「当事者の関係」を掲げたのは、上記の弁護士対象のアンケー

ト等において、セクハラ・パワハラ等のハラスメント被害、ＤＶ・ストーカー被害、性暴力被害、いじめ、虐待、公害、暴力団による被害、消費者被害などの個別分野については、賠償額の増額・適正化が相当という意見が多かったこと、最高裁判例においても当事者双方の社会的地位が慰謝料として参酌すべき事情とされていること（最高裁判所昭和４０年２月５日判決【最高裁判所民事判例集７７号３２１頁】等）を踏まえ、当事者の人的関係性を背景とした違法行為においては特に慰謝料額の適正化の必要性が高いことを考慮したものである。

これらはいずれも、判例において考慮事由として一般的に認められているものであるが、このような事由をあえて明文化する意味は、慰謝料額の算定に当たり特に重要な事由を明記することにより、慰謝料額が低額に止まるとの指摘がある分野において、裁判所が適正な金額を算定することをより意識的に行うことを促す意図によるものである。このような規定を設けることで、慰謝料額算定のための主張・立証の対象が明確となり、それに向けた当事者の訴訟活動が活性化するとともに、裁判官もこれまでの損害額の相場観にとらわれることなく、慰謝料額が低額であるとの指摘がある分野について、社会的にどのくらいの金額が適正かをより具体的に検討することにつながり、裁判を通じて慰謝料額の適正化が図られることが期待できる。

本提言のような、裁判所が金額を算定するための考慮事由を条文に盛り込んでいる例としては、特別寄与料の算定（民法第１０５０条第３項）の規定があり、裁判所が損害賠償額を定める場合の考慮事由を規定している例としては、過失相殺（民法第４１８条・第７２２条第２項)の規定がある。

４　本提言において検討した問題点や課題

(1) 判例で認められている事項を条文化することの有効性について

以上のような提言に対しては、裁判実務で現実に考慮されてきた事由をあえて条文に明記することの意味、有効性について疑問を挟む向きもありうるが、条文上、現行規定のように慰謝料額算定の基準が何ら定められていないよりは、主な考慮事由が明記されている方が裁判規範としてはより相当ということができる。前述した民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（２０１３年（平成２５年）１０月３０日）においても「裁判所の慰謝料額の算定額が、被害者の精神的損害を慰謝するのに十分であり、かつ、ある程度予測可能性が認められるように」するためには「算定について考慮すべき事由を・・・法律の条文上に例示的に列挙すること」が有効と考えられる（同報告書１９項)、としている。そして、法案成立に至る審議等を通じて現行の慰

謝料額の算定の在り方を見直しその適正化を図るためという法改正の趣旨が裁判官や弁護士らの法曹実務家に共有されることにより、法改正が実現されれば、慰謝料額が不十分な分野に関して改正の趣旨を踏まえて算定実務の見直しが期待できる。

(2) 自由心証主義との関係について

本提言は、あくまで慰謝料算定に当たり考慮すべき事由を例示的に列挙するものであり、「その他一切の事情を考慮する」と表記していることから明白なように、裁判所の損害額認定に縛りをかけるものではない。このように、本提言は、裁判官が自由な裁量により損害額を定めることを前提としている。

(3) 実体法の改正以外の方策について

慰謝料額算定の適正化が、提言する民法改正以外の相当な方策でも実現できるのであればそれについても検討がなされるべきである。

先の司法制度改革審議会意見書でも「過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる」とされたことは前述したとおりであるが、同意見書では新民事訴訟法において、損害額を立証することが極めて困難であるときには、裁判所の裁量により相当な損害額を認定することができるとして（民事訴訟法第２４８条の新設）、当事者の立証負担の軽減を図ったところである」とも指摘されたが（同意見書３３頁）、民事訴訟法第２４８条の「損害額の認定」に関連して裁判所が財産以外の損害額（精神的損害額）を認定するに当たり、提言の趣旨記載のような事由を考慮して、その裁量により適正と判断する金額を定めるという内容の規定を新設するなど、民事訴訟法の改正による方策も検討の余地があるものと考えられる。

今後、法制度の検討が進み、法制定の検討過程において、慰謝料額算定の適正化のための法制度として、民事訴訟法の改正による方法や特別法の制定などの別の案が示された場合でも、本提言の趣旨に沿うものであれば、その当否の検討をするに当たっては柔軟な態度をとるべきと考える。

５　むすび

慰謝料額算定の適正化が民事司法分野の重要な課題として意識されてから長い年月が経過している。慰謝料額算定の適正化は、民事司法改革のテーマのひとつとして検討課題とされ、当連合会も繰り返しシンポジウムや意見表明などを行ってきたが、昨今の情勢から実現の機運がうかがえることは前述のとおりである。当連合会は、その時機を失することなく損害賠償実務の発展を促すべく本提言を行うものであり、提言の目的実現に向け取組を進める所存である。

違法収益移転制度の創設を求める立法提言

２０２２年（令和４年）９月１６日
日本弁護士連合会

第１　提言の趣旨

被害救済の充実・違法行為の抑止を目的とし、裁判所が、以下のように、加害者が違法行為で得た収益の金額を考慮して損害賠償額を定めることができるものとする違法収益移転制度（以下「本制度」という。）を立法化することを提言する。

１　裁判所は、加害者が違法行為で収益を得ている場合には、その収益の全額又は一部を含めて損害賠償額を定めることができる。

２　裁判所による損害賠償額の認定は、被害者(原告)の損害立証の負担を軽減するために、以下のような過程を経るものとする。

(1) 原告は、権利侵害を証明し予想される収益額を主張し疎明すれば、収益の存在及びその金額が推定される。

(2) 被告がこれを争う場合には、被告が具体的な証拠資料に基づいて収益が存在しないこと又はそれより少ない収益額であることを反証しなければならない。

(3) 裁判所は双方の主張・立証の内容を踏まえて損害賠償額を定める。

第２　提言の理由

１　はじめに

本提言は、我が国の損害賠償制度が、被害者が受けた損害に比べて裁判所が賠償を命じる額が低額にとどまり適正な被害の回復が実現されておらず、違法行為の抑止の機能も十分に果たせていないという指摘があることを踏まえ、被害救済の充実･違法行為の抑止を目的とした本制度の導入を求めるものである。

２　本提言に至る経緯と新たな損害賠償制度の必要性

本提言を行うまでの損害賠償制度の改革に向けた近時の当連合会内外の動きは、別紙「本提言に至る経緯」のとおりである。

別紙からもうかがえるように、我が国の損害賠償制度が、被害者が受けた損害に比べて裁判所が賠償を命じる額が低額にとどまり適正な被害の回復が実現されておらず､違法行為の抑止の機能も十分に果たせていないという問題点は、多方面から指摘されるに至っている。特に違法行為により得られた収益がその行為者の手元に残るような場合には、違法行為の抑止機能はその実効性を十分

に果たせないものになってしまう。

このような状況を踏まえ、損害賠償制度をより実効性のあるものとするために、当連合会は、裁判所が、加害者が違法行為で得た収益の金額を考慮して、これまでの民事裁判実務において填補賠償として認められてきた金額(以下「実損額」という。)を超える損害賠償額を定めることができるとする本制度の導入を求める提言をとりまとめた。本制度の具体的な内容は、以下のとおりである。

3　具体的な制度設計

(1) 制度の対象となる事案

本制度は、不法行為のうち、加害者が違法な行為により収益を得ている事案について、その損害賠償額の算定に当たり違法に取得した収益の額を考慮できるとするものである。加害者に経済的な収益が生じていないものについては、その悪質性の程度等にかかわらず本制度の適用はない。その意味で、本制度は加害者に対する懲罰を目的としたものではない。

(2) 移転する収益の範囲

加害者の得た収益を勘案して被害者への損害賠償額を認定しようとする考え方は、近時、我が国の損害賠償制度の実効性を高める方策として、民法学者の間でも唱えられている。本提言は、違法収益移転法理を提唱する民法学者の見解を参考にして、加害者が違法な行為により得た収益の額を考慮し、裁判官が裁量により損害賠償額を定めることができるというものである。具体的な例としては、加害者が被害者の所有する不動産を不法に占有しそれを賃貸して収益を得た場合や、加害者が被害者の名誉を毀損する内容を含む記事を掲載した書籍を販売して収益を得た場合には、被害者への損害賠償の金額を算定するに当たり、加害者が得た収益の額を考慮し金額を定めるというような事案をあげることができる。このような場合、加害者が取得した収益の全てが当然に被害者に損害賠償金として支払われるというものではなく、その範囲内で裁判官が諸事情を考慮し裁量により適正と考えられる金額を定めることになる。

加害者に収益が生じている事案の中には、どこまでが当該違法行為による収益かの判断は難しいものもあるが、厳密な認定が難しい場合でも、不正な収益額を考慮に入れ裁判官の裁量で損害を決めることが可能である。特に人格的利益を侵害し収益を得ているケースの場合、損害の立証や金銭評価が難しいが、裁判所の裁量とすることにより、被害者の立証負担が軽減され、被害者に過大な救済となるような事態を避けることができる。

また、上記の例であげた名誉毀損など、加害者側の表現の自由などの価値

も考える必要があるケースでは、そのような他の価値とのバランスも考慮して本制度の適用や賠償の範囲を考えることも可能である。

(3) 原告の立証の困難性の緩和

被害者(原告)は、加害者(被告)が具体的にどのくらいの収益をあげたのかまでは分からない場合が多いので、以下のような制度として、原告の立証の負担を軽減する。

① 原告は、権利侵害と予想される収益額を主張し疎明すれば、収益の存在及びその金額が推定されるものとする。

② 被告がこれを争う場合には、被告が具体的な証拠資料に基づいて収益が存在しないこと又はより少ない収益額であることを反証しなければならないものとする。

③ 裁判所は双方の主張・立証の内容を踏まえて損害賠償額を定める。

このような仕組みとすることにより原告の立証負担を軽減することが可能となる。

(4) 具体的な条項案

民法第７０９条の次に第７０９条の２を設け、「裁判所は、加害者が違法行為で収益を得ている場合には、その収益の全額又は一部を含めて損害賠償額を定めることができる」等の規定を置くことが考えられる（裁判所が、諸事情を考慮して損害の額を定めるという規定は、民法第４１８条（過失相殺）などにも見られる。)。

このような条項は、オランダ民法典にも見られるとともに（同法典６編第１０４条に「他人に対して、不法行為または契約違反によって責任を負う者が、その行為または違反によって利益を取得した場合、裁判官は、被害者の求めに応じて、その利益の全部または一部の損害を評価することができる」とする規定が置かれている（民商法雑誌１９９７年１１６－４・５－５４、５６９頁))、ドイツにおいても特許分野に限ってはいるものの同旨の規定が設けられており（２００８年改正のドイツ特許法第１３９条「故意又は過失により当該（侵害）行為をする者は、被侵害者に対して、その行為から生じた損害を賠償する義務を負う。損害賠償を査定するときは、侵害者が権利を侵害することによって得た利益も考慮することができる」)、我が国において導入すべき違法収益移転制度の条項を考える上でも参考にすることができる。

なお、今後、法制度の検討が進み、法制定の検討過程において、違法収益移転の法制度として、民事訴訟法の改正による方法や特別法の制定などの別

の案が示された場合でも、本提言の趣旨に沿うものであれば、その当否の検討をするに当たっては柔軟な態度をとるべきと考える。

4　本提言に当たり検討した問題点（現行の損害賠償制度の趣旨との整合性）

被害救済の充実・違法行為の抑止を目的として、違法行為により得られた収益を被害者に帰属させることにより、実損額以上の賠償を認めることは、以下のとおり、現行損害賠償制度における填補賠償の法理を一歩進めるものとして肯定されるべきである。

(1) 侵害行為の抑止について

損害賠償制度は、被害者の救済（損害の填補・回復）を主たる目的とするものであるが、それとともに将来の侵害行為の抑止の機能も有するものとされている。このような損害賠償制度の機能に照らせば、被害回復や救済とともに侵害行為の抑止を目的として賠償金額を決定しその支払を命ずる制度は、現行損害賠償制度の趣旨に適合するものということができる。また、近時は違法行為の抑止を制度の目的のひとつに高める議論が有力となっており（窪田充見編集『新注釈民法（１５）』（有斐閣、２０１７年）２６３頁）、実損額の賠償だけを認めていたのでは、侵害行為の抑止にならないような場合に行為者に違法な収益の移転や被害の実損額を超える賠償を命じることは、現行の損害賠償法体系と相反するものではなく許容されるべきと考えられる。

違法行為により得られた収益を被害者に帰属させることの正当性については、違法行為者が得た利益の全部又は一部は本来被害者が取得するだけの権利性を有していたという見方も可能であり、違法行為の抑止という公益に適った被害者の行為（損害賠償請求）に対しては相応の経済的利益が認められるべきという社会政策的観点からも是認できるものと考えられる。

(2) 懲罰的賠償との関係について

裁判所が実損額以上の賠償を命じ得ることについては、懲罰的賠償を命じた米国裁判所の判決の承認・執行を、民事訴訟法第１１８条第３号の日本の公序に反するとして拒否した最高裁判所平成９年７月１１日判決（民集５１巻６号２５７３頁）との関係が問題となり得る。

同最高裁判決は、不法行為の当事者間において、被害者が加害者から実際に生じた損害の賠償に加えて制裁及び一般的予防を目的とする賠償金の支払を受けることは我が国の不法行為損害賠償制度の基本原則と相容れないと判示しており、填補賠償を超える賠償を認めることには否定的であることがうかがえる。しかし、同最高裁判例は、懲罰的賠償制度が我が国の「現行」の

法体系と相容れないと述べているだけで、新たな立法により上記のような制度を設けることを否定する判断を示しているわけではないと考えられる。したがって、上の判例のような見解があるとしても、新たな法制度として、違法収益移転制度を創設する妨げにはならない。

また、前述のとおり、本提言は、加害者に対する懲罰を目的とするものではなく、被害救済と違法行為の抑止という現行法制度の趣旨に沿うものとして提案しており、賠償の範囲も「違法な収益」という基準によって画されている。

(3) 現行制度との関係について

本提言は、不法行為のうち、加害者が収益を得ている事案について、その損害の算定に当たり不正に取得した収益の額を考慮できるとするものであり、損害賠償分野全般の損害算定に影響が及ぶものではない。また、現行の損害賠償制度の機能として是認され、その目的であるとの解釈論も有力になっている侵害行為の抑止を損害賠償額の算定において考慮するものであり、損害賠償制度理念を根本から変容させるようなものではない。

5　むすび

これまで述べたように、本提言は、損害賠償制度の充実・適正化を図るという観点から、その第一歩として、裁判所が、加害者が違法行為で得た収益の金額を考慮して賠償額を定めることができるとする制度を提案するものである。

本提言に掲げたほかにも、別紙記載のとおり不正に得た収益を移転させる制度は、知的財産分野や競争法分野などの分野では検討が進められた経緯がある。このような分野以外にも、現行の賠償水準だけでは被害救済が不十分で違法行為の抑止的な効果が得られにくいとの指摘のある分野は少なくない。本提言の制度の導入を契機として更なる損害賠償制度の適正化を目指すものである。

別　紙

本提言に至る経緯

本提言を行うまでに、損害賠償制度の改革に向けた近時の当連合会内外の動きは、以下のとおりである。

１　司法制度改革審議会の意見

２００１年（平成１３年）６月１２日に発表された司法制度改革審議会意見書においては、利用しやすく頼りがいのある公正な民事司法の実現が課題として掲げられているが、その中で「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる。」として、適正な損害賠償額の認定が可能となるような制度の検討を行うことが提言された（同意見書３３～３４頁）。

２　当連合会における動き

当連合会も、２０１１年（平成２３年）５月２７日の第６２回定期総会で採択した「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において、事案に応じて現在よりも高額な賠償が可能となる填補賠償を超えた損害賠償制度、違法行為抑止や違法収益はく奪を目的とする損害賠償制度の検討を提言している。この検討課題は、民事司法改革グランドデザイン（２０２２年（令和４年２月１８日改訂）においても「違法行為の抑止も視野に入れた損害賠償制度の検討」として盛り込まれている。また、２０１１年（平成２３年）１１月１１日の第１７回弁護士業務改革シンポジウム（第１１分科会「民事裁判の活性化」～財産開示の行方／損害賠償の充実へ～）、２０１４年（平成２６年）９月２０日の第２６回司法シンポジウム（「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは―民事裁判と家庭裁判所の現場から―」）でもテーマとして取り上げられた。

最近では、２０１９年（平成３１年）３月２３日に開催された民事司法改革シンポジウム「民事司法改革の新たな潮流～実務をどう変えるべきか～」においてパネリストから損害賠償制度の見直しが提言されている。また、同８月２日に開催された消費者問題シンポジウム「事業者の違法な収益を被害者のもとに～日本での違法収益吐き出し法制の実現に向けて～」においては、我が国で導入可能な違法収益吐き出し制度がテーマとして議論され、２０２１年（令和３年）８月１９日付け「詐欺的商法の一種であるポンジ・スキーム事案について

の行政による被害回復制度の導入を求める意見書」においても、事業者が財産上の利益を供与することをもって顧客を誘引し、顧客が金銭等を拠出する取引であってポンジ・スキームとなるような被害発生のおそれが高い取引を対象として、国は、違法収益吐出型の消費者の被害回復を図る制度（内閣総理大臣が、対象取引を行った事業者に対し、裁判所の許可を得て、相当な額の賦課金を納付することを命じ、納付された金銭を被害者に分配する方法により消費者の被害回復を図る制度）の創設を求めている。

３　当連合会以外における検討状況

民事司法制度の利用者を含め各界の有識者を集めて民事司法の改革の必要性と課題を議論した「民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書」（２０１３年（平成２５年）１０月３０日）においても、多くの分野において損害賠償額が低く、将来の違法行為の抑止になっていないとの認識が示されている。

最近では、２０１９年６月と２０２０年７月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）」においても、「民事司法制度改革を政府全体で進める」旨が掲げられ、民事司法制度改革を、司法制度改革推進法の理念に則って行うことが、政府方針として採用されている。

また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議においても、２０２０（令和２年）３月１０日付け「民事司法制度改革の推進について」と題する報告書の中に「損害賠償の見直しについて」として、知的財産に関する紛争における「利益吐き出し請求権」が検討課題として取り上げられている。さらに、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会における同年７月１０日付け「ＡＩ・ＩｏＴ技術時代にふさわしい特許制度のあり方－中間取りまとめ－」においても、特許権を侵害された被害者の金銭的救済の充実方策として、「侵害者利益吐き出し型賠償制度」が検討課題として提示されている。

公益社団法人商事法務研究会　　令和４年９月１３日

「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」委員名簿

（敬称略，五十音順）

委　員

座　長	畑　　瑞　穂	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	石　黒　清　子	弁護士（東京弁護士会）
	内　海　博　俊	立教大学法学部教授
	垣　内　秀　介	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	笠　井　正　俊	京都大学大学院法学研究科教授
	越　山　和　広	龍谷大学法学部教授
	杉　山　悦　子	一橋大学大学院法学研究科教授
	勅使川原　和彦	早稲田大学法学学術院教授
	濱　口　博　史	弁護士（東京弁護士会）
	渡　辺　　徹	弁護士（大阪弁護士会）

関係省庁等

（最高裁判所）

小　津　亮　太	最高裁判所事務総局民事局第二課長
國　原　徳太郎	最高裁判所事務総局民事局付

（法務省）

福　田　　敦	法務省民事局参事官
河　原　崇　人	法務省民事局付
藤　田　直　規	法務省民事局付
吉　川　　慶	法務省民事局付

安心・安全な社会のために

より利用しやすい民事法律扶助制度の実現を

－立替・償還制から応能負担による給付制へ－

1－6

法テラスによる民事法律扶助制度とは

経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに，無料で法律相談を行い（法律相談援助），必要な場合は民事裁判等のための弁護士・司法書士の費用の立替え（代理援助・書類作成援助）を行うもの

法テラスの援助開始によって契約弁護士等が救済・解決に当たる。
ただし、**立替・償還（返済）制度（無利息）**であり、**利用の障害となっている**。

全額償還原則による弊害

- 法テラスを利用して夫に対して離婚を申し立て、離婚が認められてDVから解放されたが、積み立てていた学資保険が法テラスへの償還に充てられることになり、子どもの進学に支障が生じた。
- 法テラスを利用して離婚を申し立て、子どもの将来の大学入学資金相当額を解決金として取得したが、法テラスへの一括償還に充てられることになり、大学合格後は、ひとり親家庭対象の貸付金の借入と奨学金でやり繰りをし、卒業時には数百万円の負債を抱えた。
- 夫から養育費減額の調停申立があり、法テラスを利用して対応し減額幅を抑えることはできたものの、減額になった毎月の養育費から更に法テラスへの償還を求められ、家計が破綻した。

返済のいらない給付制の導入を

経済的に余裕のない方のための制度であることから、原則給付制、一部負担制（利用者の資力に応じた負担）に
（現在は、全額償還が原則で、一部利用者（生活保護受給者等）のみ償還猶予・免除）

実現に向け、日弁連では
・今年6月、扶助改革実現本部を新たに設置　　・次回総会において、決議案を成立すべく活動中

Legal Loan)からリーガル・エイド(Legal Aid)へ
－日本の民事法律扶助を応能負担給付によるグローバルスタンダードな制度に－

	日本	アメリカ	イギリス	韓国
法律扶助団体名称	日本司法支援センター（法テラス）	リーガルサービス・コーポレーション	リーガルエイド・エージェンシー	大韓法律救助公団
扶助費用の建付	無利息貸付金であり法テラスへの毎月の返済が必要	低所得者に対して給付による法律扶助を提供	給付をするが所得等によって一定の負担金支払義務の可能性	利用者を受益者と負担金支払義務のある利用者に分けて応能負担給付を実施
出典	https://www.houterasu.or.jp/en/about jlsc/operations/operation2-2.html	https://www.lsc.gov/about-lsc/what-legal-aid/get-legal-help	https://www.gov.uk/legal-aid	https://www.klac.or.kr/lang/legalstruct/outlineOfLitigationStruct.do

総合的・包括的支援への大きな阻害

総合的・包括的支援の実現